

官報号外 令和四年十二月十日

○第二百十回 参議院会議録第十一号

令和四年十二月十日(土曜日)

午後五時一分開議

○議事日程 第十三号

令和四年十二月十日

午後一時開議

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法

律案(内閣提出 衆議院送付)

第二 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

日程第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法

律案(内閣提出 衆議院送付)

日程第二 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員

長山田宏君。

一、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

一、事務総長辞任の件

一、事務総長の選挙

新選組を代表して本村英子委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して本村英子委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、C型肝炎救済特別措置法に基づく給付金の請求期限を延長するとともに、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長三ツ林裕巳君より趣旨説明を聴取しました後、れいわ新選組を代表して山本太郎委員より、特定C型肝炎ウイルス感染者の負担の軽減や

救済に資する方策について検討し、その結果に基

まず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、所要の措

置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、障害者の就労支援及び雇用の質の向上の推進、精神障害者の権利擁護の在り方、国連勧告を踏まえた障害者施策の推進の必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して本村英子委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

づいて必要な措置を講ずるものとする規定の追加等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して山本太郎委員より原案に反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

に関する特別委員長松沢成文君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔松沢成文君登壇、拍手〕

○松沢成文君 たゞいま議題となりました両法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み等の意思表示を取り消すことのできる範囲を拡大するとともに、取消し権の行使期間を伸長するほか、独立行政法人国民生活センターの業務に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講じようとするものであります。なお、衆議院におきまして、法人等が寄附の勧誘を行ふに当たり、「配慮しなければならない」という規定を「十分に配慮しなければならない」に改めること、配慮義務の遵守に係る勧告、公表等についての規定を創設すること、この法律の規定についての規定を削除すること、この法律の規定についての検討に関して、施行後「三年を目途」から「二年を目指す」と改めること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、被害者の困惑についての立証の困難性、寄附を勧誘する際の配慮規定の意義と効果、被害者救済の実効性の確保、新法の適切な運用と必要な見直し、衆議院における修正によって期待される効果等であります。

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より消費者契約法等改正案に賛成、寄附の不当勧誘防止法案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、消費者契約法等改正案は全会一致をもつて、寄附の不当勧誘防止法案は多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。仁比聰平君。

〔仁比聰平君登壇、拍手〕

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平です。

私は、会派を代表して、消費者契約法等一部改正案に賛成、法人等寄附不当勧誘防止法案に反対の討論を行ひます。

二法案は、安倍元首相の銃撃事件を契機に、我が国の重大な政治課題となつてゐる統一協会問題について、靈感商法と高額献金問題に絞つて新たに規制を設けようとするものです。

消費者契約法等改正案は、これまで強く求められてきた付け込み型勧誘への取消し権をようやく靈感商法対策としては導入するなど、前向きな

一步を評価し、不十分ながら賛成します。

しかし、法人等寄附不当勧誘防止法案は、衆参両院の参考人質疑で、全国靈感商法対策弁護士連絡会の川井、阿部両弁護士から、統一協会の被害

幼少期から貧しい暮らしを強いられ、親戚からのお小遣い、お年玉は没収され、誕生日、クリスマスプレゼント、小学校の卒業アルバムなどは買つてもらえませんでした。服はお下がりで、美容院等へは行かせてもらはず、小学校一年生の頃から見た目の貧しさからいじめに遭いました。成人式に至つては、興味がないとしてもらはず、両親が親戚中を勧誘したり、お金を要求したり、そのことで怒られていました。

統一協会の加害行為と深刻な人権侵害の中核は、正体を隠して勧誘し、マインドコントロール下において教義を植え付け入信させ、人々の人生をめちゃくちやにする宗教の自由の侵害にあります。宗教的活動を装いながら、社会的相当性を逸脱したその反社会的不法行為の実態は、既に数々の民事不法行為判決によつて明確にされてきました。にもかかわらず、統一協会はなお不法行為をやめず、現に被害者が広がつてゐるのです。

全ての被害者を救済し、被害を根絶する。それが今、国会に問われている重大な責務です。法案は、被害の実態に照らし、極めて不十分であり、実効性を明確にするよう修正されるべきです。我が党は、会期を延長し、更に審議を尽くすべきことを主張してまいりましたが、このまま採決をすることに反対をするものです。

法案の最大の問題点は、寄附の勧誘に関する禁止行為について、法案第四条がいわゆる困惑類型のみを対象としていることです。とりわけ同一条六号が、一、寄附の勧誘をするに際し、二、不安をあたり、又は不安に乗じて、三、寄附が必要不可欠と告げることによって、四、困惑させてはならないと定め、政府の、政府もその全てがそろわなければ取消し権は認められず、政府の勧告、命令の対象にもならないことを認めたことは重大で

いた。意味も分からず毎週その歌を歌つて、献金箱に百円を入れていました。というのです。

植え付けられた責任感や使命感によって進んで献金させられている統一協会被害者とその家族をこの法案で救済できるのか。入信から献金まで數年、數十年のタイムラグがあつても寄附の勧誘に際しと認められるのか、個々の献金について重大な不利益を回避するために必要不可欠と告げられてはいない被害が救済されるのか、重大な懸念があります。

岸田総理は、いわゆるマインドコントロールによる寄附は、多くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘されたものと言える、寄附当時は困惑しているか判断できない状態であつたとして

も、脱会した後、冷静になって考えると、当時不安に乗じて困惑して寄附をしたということであれば、そのような主張、立証を行って、取消し権を行使できる、さらには、入信前後から寄附までが一連の寄附勧誘であると判断できる場合は取消し権の対象となるなどと答弁していますが、条文に照らしそのように読むのか、その解釈が裁判に堪えるのか、被害者やその家族に一体どのように立証せよというのか、極めて疑問です。阿部参考人は、そのような解釈を取るのであれば端的に条文に書き込んでいただきたいと述べましたが、そのとおりではありませんか。

消費者契約法から借用してきた困惑類型に固執せず、全国弁連が求め、我が党も修正案で提起したように、個人を適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、又は、当該個人がそのような状態に陥っていることに乘じ、寄附の勧誘をしてはならないことを明らかにする条文に改めるべきです。

また、献金の領収書を示そうとしない統一協会に対し、高額献金を受け取った場合に帳簿の作成を義務付け、寄附をした本人から求められたときは帳簿の開示を義務付けるべきです。

第二に、自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥らせないこと、生活の維持を困難ならしめないこと、正体を隠して寄附される財産の用途を誤解させないことを禁止行為とせず、法案第三条に言う配慮義務にとどめたことです。

罰則による強制力がなく、十分に配慮しなければならないというにとどまる修正条文が、私人間の寄附勧誘の場面で裁判上どのように機能するのか、委員会審議でも結局明らかにはならず、また、義務違反が主張、立証できても、それだけで

は財産は戻つてこないことも政府は認めました。

明確に禁止行為とし、取消し権、また、勧告、命令という行政措置の対象とすべきです。

さらに、修正第六条が配慮義務遵守を求める勧告の極めて厳しいハーダルを課していることは、阿部参考人がこの要件ができるだけ高くならないよう

ように解釈をと指摘したとおりです。

与党修正案担当者は、禁止行為と比較してより穏やかな規制、不遵守があつたとしても謙抑的、慎重に行政権限の行使がされるのが相当などと述べましたが、我々は、統一協会の十分に配慮したなどの弁解を断じて許してはなりません。

債権者代位権の特例についても、本人がマインドコントロールされ取消し権を使用しないとき、家族が取り消す立証は難しいことは明らかです。

成年子女の保護は極めて困難であるなど、重い課題は残つたままで。

また、取消し権の行使期間は、民法の原則どおり二十年とすべきです。

小川さゆり参考人が、二世被害者から寄せられたアンケートも踏まえ、自分の経験を話すだけでも深く傷つき、皆が体調を崩しながらも訴え続け

てきました、それは、政府が本当に動いてくれるのか信じられない、被害拡大の張本人の与党側に

そのような動きが見られないから被害者がそこまでやるしかなかつたという事実を忘れないでいた

だときたいですと訴えたことを、私たちは絶対に忘れてはなりません。

福岡地方裁判所で初めての不法行為判決が勝ち取られたのは一九九四年のことでした。日本弁護士連合会は、既に、一九九九年、宗教的活動に係る人権侵害についての判断基準を示していまし

た。そこからでも四半世紀以上がたちます。

岸田総理は、自民党と統一協会の癒着によつて被害を拡大させた責任をどう考えるかと問われ、最後まで答弁を避けました。その根本には、岸信

介元首相以来、統一協会と、反共、改憲、ジエンダー平等への敵対で一致し、相互に利用し合い、慎重に行政権限の行使がされるのが相当などと述べましたが、我々は、統一協会の十分に配慮した

などの弁解を断じて許してはなりません。

政府は、速やかに統一協会の解散命令を裁判所に請求すべきあります。

また、相談窓口に寄せられている今日の被害の実態を責任を持って取りまとめ、国会へ報告すべきであります。

二年の見直し期間を待つことなく、我々国会がこのまま統一協会問題の議論を正面から続け、全ての被害者の全面救済の方策を具体化していくことを同僚議員の皆さんに呼びかけ、反対討論とい

たします。（拍手）

○議長（尾辻秀久君） 山田太郎君。
〔山田太郎君登壇、拍手〕

○山田太郎君 自由民主党の山田太郎です。

私は、会派を代表して、両法律案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

今回の法整備は、旧統一教会による不当な寄附の勧説による被害の深刻さが明らかになる中で、被害者を救済するとともに、その防止を図るために必要なものです。

もつとも、これは被害者救済に向けた大きな前進ではありますが、あくまで困惑した状態、マイ

ンドコントロールが解けた後の人の財産的被害の救済を主とした法律の作りになっています。

私は、二〇二〇年頃から、旧統一教会等の信者を親に持つ子供たち、いわゆるカルト宗教二世に対する宗教虐待問題を児童虐待の一類型として取り上げ、これまで十五名以上の二世たちから直接話を聞いてまいりました。親の行き過ぎた信仰で

子供の権利が侵害されている状況を目の当たりに見て、児童虐待、児童労働、養子縁組の濫用等、これららの実態から、この子供たちを守るために何ができるかと議論を重ね、提言を行い、具体的に政府に働きかけるなど、積極的に活動を進めてまいりました。

その結果、本年十月、旧統一教会問題に関して設置された関係省庁連絡会議において重要な申合せが行われました。そして、その申合せに基づき、児童相談所が各種相談に応じる際、その内容が宗教に関することを理由として消極的な対応をしないことを要請する通知が全国地方自治体や教育委員会等に発出されました。カルト宗教による虐待を解決するための着実な一步であります。

勇気を出して声を上げた当事者たちによって、カルト宗教の家庭の子供たちは、家庭に居場所がなく、交友関係も制限され、精神疾患を患い、生きづらさを抱え自殺未遂をするケースも多いといふ実態が判明してきました。このような子供たちの救済は児童相談所だけができるわけではありません。被害に遭う子供たちが容易に相談し、孤立している子供たちがつながることができると支援機関が必要であり、それらと児童相談所が適切に連携できる体制を構築することが重要です。また、カルト宗教や親の虐待から緊急避難できるシェルターの整備やその法的な担保、財政的な支援、全般的な拡充が直ちに必要だと考えていました。

来年四月にはこども家庭庁が創立され、こども基本法も施行されます。これらは、全て子供につ

野党のヒアリングにも参加し、被害を訴えていた
だきました。

橋田達夫さんは、元妻が入信し、合計約一億円
もの高額献金をめぐり夫婦間でけんかが絶えず、
離婚せざるを得なくなり、家庭は崩壊し、息子さ

んは自らの命を絶たれています。橋田さんも、
これから子供たちと同じような旧統一教会によ
る被害に遭わせたくないとして訴えておられます。

しかし、こうした被害を訴えてきた橋田さんに
対し、旧統一教会側は自宅にまで押し寄せ、マス
コミに出ないでほしい、一对一で話がしたいと迫
るなど、深刻な被害を社会に訴えようとしている
言論を封殺しようとする、そのような非常識な行
為まで行っています。

旧統一教会問題に関しては、今なお多くの被害
が続いている。日弁連の集計によれば、二十年
以上前に被害が始まったという相談が六〇・五%

を占め、一千万円以上の財産的被害が四割超、一
億円以上の被害も五・五%に上ります。生活を破
綻させてしまう被害に対し、今こそ国を挙げて救
済に取り組み、不安を抱える国民に希望の光をも
たらすことが求められています。

立憲民主党は、被害が続く状況をこれ以上無視
するわけにはいかない、必ず被害者の救済につな
げなければならないとの思いから、日本維新の会
との共同提出で、十月十七日に悪質献金被害救済
法案を提出いたしました。

この法案では、マインドコントロールによって
信者に高額献金等を繰り返させるような行為を特
定財産損害誘導行為とし、このような行為によ
り、献金等を取り消せるようにしたものであります。
さらに、マインドコントロール下にあって本人
の取消しが見込めない場合があることを踏まえ、

特別補助制度を利用することにより、家族などに
よる取消しも可能となることとし、被害者やその
家族を幅広く救済できるものとなっています。

政府においても、検討会で議論を重ねるなどし
て対応に取り組み始めたものの、我々が法案提出
した当初、政府は、今国会には消費者契約法等の
改正案しか提出しない、本命である悪質な高額寄
附に対応する法案は今国会には出さないと姿勢
でした。

しかし、我が党が与野党協議や幹事長会談など
を通じて粘り強く働きかけたことで、ようやく政
府から法案が提出されました。

当初、政府が提出した法案は、厳格な要件を付
した寄附の勧誘に関する禁止行為を定めるばかり
で、自由な意思決定を著しく困難とさせるよう
な、いわゆるマインドコントロールに陥らせるとい
う行為への対応は極めて不十分なものとなつて
いました。その後、粘り強く修正協議を行い、旧
統一教会などの悪質献金等被害の予防、救済の実
効性確保の観点から配慮義務規定に報告や公表が
追加されるなど、一定の前進はありました。寄
附の取消し要件は依然として厳しく、立証が困難
であること、マインドコントロールの影響を受け
た本人が権利を請求するには十年という時効は民
法の二十年と比べてもまだ短過ぎることなどが
指摘されているほか、本人や家族の救済手段で
ある債権者代位権の行使についても、扶養義務に
基づく返還請求は主に未成年が対象となり、成人
した家族は救済の対象外となるのではないかとい
う懸念や、未成年者が親の意向に反して取戻しを
請求するのは現実的に困難ではないかとの批判も
あり、不十分な点が残されています。全国靈感商
法対策弁護士連絡会が発した声明で、加害行為の
実態に即していないとの指摘もなされています。

昨日の委員会において、小川さゆりさんは、今
回短期間に新法を作ってくれたことに心から感謝
したいと謝意を示された一方、法案では宗教二世
ら子供の被害が救済できない、来年の国会で宗教
的な児童虐待を防止する法案を与野党で協力して
成立させてほしいとも訴えられました。積み残さ
れた課題を必ず解決することにより、全ての被害
者が救済され、被害者になり得る全ての国民が安
心して暮らせるよう、政府が率先して策を講じる
ことを心から願います。

そして、小川さんは訴えられました。被害者が
何度も被害を訴え、そのたびに現役信者や一般の
方から攻撃され、深く傷つき、体調を崩しながら
も訴え続けてきた、それは、政府が本当に動いて
くれるのか、被害拡大の張本人の与党にそのよう
な動きが見られなかつたという事実を忘れないで
いただきたいと。

三十年もの長きにわたり政府も行政も問題を放
置してきたことを反省し、まずは今回の法案を最
初の一歩、歴史的な一步とし、今後の予防、救済
策の実効性を向上させなければなりません。私た
ちの議員立法がきっかけとなり、与野党協議が重
ねられ、政府により被害者救済法が成立すること
は、国会のあるべき熟議のモデルとして歴史に残
るものと確信をしております。

以上、被害者救済法案について申し述べてしま
りましたが、最後に一言申し上げます。

まず、今国会の国会運営についてです。國会審議が土曜日のこの時間にまで及ぶ異例の
事態です。多くの官僚の皆さんや職員の皆さんに
御迷惑を掛けています。元はといえば、政府・与
党の余りにひどい見通しの甘さ、認識の甘さが生
んだ事態ではないでしょうか。思えば、国会開会
すぐに、ほとんど日程が入らない一週間がありま
した。日程の見通しの甘さは、我々参議院に無理
な日程を強いることになり、政府・与党が成立を
説める法案も散見されました。政府・与党の責任
は極めて大きいと厳しく断ぜざるを得ません。

この本会議場のひな壇に居並んでいた閣僚の皆
さんが次から次へと入れ替わるさまには、驚き、
あきれ果てました。山際経済再生担当大臣、葉梨
法務大臣、寺田総務大臣と、僅か一ヶ月の間に三
人の大臣が相次いで辞任をするという異例中の
異例の事態でした。これに加えて、あの秋葉復興
大臣をめぐる数々の疑惑はついぞ晴らされること
はなく、挙げ句の果てには、大臣に言われ、嫌々
ながら謝罪をしたのかしないのかも分からぬ、
どこの政務官までいます。

また、自民党と旧統一教会の関わりについて
も、その関係の深さには驚かされました。自民党
による自己申告による調査結果は次から次へと覆
され、関係する政務三役は国会でその説明に追わ
れる有様でした。

余りに遅い補正予算、何をしたいか分からぬ
コロナ対応、一方では、防衛費を大幅に増やすと
規模だけ打ち上げて、その財源については閣僚同
士の認識すらそろわないといふていたらく。

岸田総理の聞く力とはどこへ行ったのでしょうか。

聞くだけ、見ていただけでは、我が国の置か
れた難局はもはや乗り切れないことを厳しく指摘
をし、討論を終ります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○宮崎勝君(公明党の宮崎勝君) 拍手

〔宮崎勝君登壇、拍手〕

私は、会派を代表し、消費者契約法及び独立行
政法人国民生活センター法の一部を改正する法律
案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に

関する法律案について、賛成の立場から討論をいたしました。

これまでに、世界平和統一家庭連合、旧統一教会については、靈感商法や不当な寄附の勧誘行為による深刻な被害が生じてきました。そして、今もその被害に苦しんでいる方や御家族の方がいます。人生の中では不条理なことや様々な苦難や不安を感じことがあります。その不安を利用し自らが利益を得るような悪質な行為は、断じて許すことはできません。

このような被害を受けた方を救済し、今後の再発防止を図ることを通じて政治としての役割を果たしてまいりたい。この思いで、我が党としても、弁護士や関係省庁、有識者との意見交換を重ね、政策提言を政府に提出するなど、必要な施策の推進に取り組んできました。

そして、本日、本法律案が与野党協議や衆参両院での濃密な議論を経て採決まで至ったことは全ての関係者の皆様の御尽力のたまものであり、深い敬意と感謝を申し上げます。

本法律案に賛成する理由は以下の三点です。

第一に、旧統一教会による悪質な靈感商法や不当な寄附の勧誘行為による被害実態に即したものになっている点です。

消費者契約法を改正し、取消し権行使することができる範囲を拡大し、その行使期間を伸長することで被害救済に資する内容になっています。

新法案では、法人等による寄附の勧誘行為一般を規制することを可能とし、寄附を行うに当たつての配慮義務を設け、社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為や借入れ等による資金調達を禁止し、被害の未然防止が強化されます。また、悪質な勧誘がなされた場合には取消しが可能となるとともに、配慮義務や禁止規定に違反した場合には

民法上の不法行為の認定が容易となり、事後的な救済の道も大きく開かれることになります。

さらに、旧統一教会の被害には家庭全体の困窮という実態が多く見られるところ、新法では、配慮義務の対象に家族の生活の維持に関する規定を設けるとともに、債権者代位権の行使の特例を定めることによって、養育費や婚姻費用などの扶養義務に係る債権については将来の分についても保全することが可能となります。

これらの規定によって、家族の被害の救済についても充実が図られることになります。あわせて、法テラスを中心とした相談体制の強化も図られ、制度の利用をフォローすることでも法律の内容としています。

このように、本法律案は、被害実態に即し、現行法制下において最大限救済できる内容になつていることが賛成の第一の理由です。

第二に、違反した場合の行政措置、罰則を設け高まっている点です。

禁止行為の違反について、報告徴収、勧告、命令、公表に関する規定が設けられ、命令に違反した場合には罰則も科せられることになります。これにより、禁止規定の遵守が強力に担保されることになります。

また、衆議院の修正により、新法の配慮義務についても、一定の明確な要件の下で報告徴収、勧告、公表の対象となり、旧統一教会に象徴される

新法案の禁止行為の規定については、一定の明確性が担保されることでNPO法人等が行う健全な寄附の勧誘行為に萎縮効果をもたらすことのないように配慮されるとともに、運用上の配慮規定も設けられています。また、国会審議を通じて、本法律案の運用に際しては寄附文化の醸成を阻害することがないよう、他の権利利益を侵害することがないように留意する旨が確認されました。

このように、本法律案は、憲法を始め現行法体系の下で他の権利利益との均衡も図られ、バランスの取れた法律に仕上がつてることが賛成の第三の理由です。

最後に、本法律案の運用に際しては、周知並びに充実した相談体制が必要であることは言うまであります。法テラスや国民生活センターの方々を始め現場で相談に当たられている方々に本法律案を活用し、被害を受けている方々のお力をなつていただけるよう、改めてお願ひ申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長(尾辻秀久君) 音喜多駿君。(拍手)

(音喜多駿君登壇、拍手)

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。

私は、会派を代表して、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に賛成の立場から討論を行いました。

本法律案についての賛否の判断は、最後の最後まで非常に悩ましいものでした。このいわゆる救済新法と法改正で、どこまで実効性を持つて被害者を救済、被害を防止することができるのか。自由な意思決定が困難な状態で自発的な寄附を続ければしまう被害者及びその家族をどこまでこの法律で

助けることができるのか。債権者代位権の特例では、極めて限られたケースでしか被害者家族や子供たちを救うことはできないのではないか。

党を代表する実務者として、策定プロセスの全てに携わり、一つの法律にここまで長い時間向き合ってきたことは、私自身も初めてです。その立場から見ても、本法律案の実効性に対する懸念が完全に払拭されたとは、現時点でもなお断言することができません。

しかししながら、今臨時国会を振り返れば、当初、政府・与党は新法成立に後ろ向きと言わざるを得ない状況でした。そこで、日本維新の会は、被害者家族や専門家及び宗教団体関係者からのヒアリングを重ね、救済新法の策定にいち早く着手をいたしました。その後、立憲民主党と政策協力がスタートし、悪質献金被害救済法案を共同提出するに至りました。

その議員立法の中には、立憲民主党の皆様の御理解も得て、いわゆる寄附の上限規制、違法となる高額献金の数値を自安として明記をすることが、特別補助制度を使って被害者家族や子供たちが献金の取消しをできる過去の献金も含めて被害回復をできることなどが盛り込まれました。いわゆるマインドコントロール下にある被害者を救済するため、手段の悪質性と結果の重大性に着目し行為規制を行う法律構成は、政府案よりも実効性が高く、適用範囲が広い現実的な立法であったと自負をしています。

この野党案の提出が大きなきっかけとなつて開始をされた与野党協議会では、九回にわたり、時には約三時間にも及ぶ真剣な議論が繰り返されました。

この実務者協議を背景として策定された政府案には、いわゆる寄附の上限規制が禁止規定として

一部盛り込まれ、自由な意思決定ができない状態での献金被害や、家族への救済についても、配慮義務という形で一定の対応を可能とする案が示されました。

その後、更なる修正協議を重ね、配慮義務の違反に行政処分が設けられたこと、配慮義務が総則ではなく寄附の不当な勧誘の防止の一節に入り、法律構成が変わったこと、十分にという文言でより強い対応を求める内容となつたことにより実効性が向上した点は、百点満点には遠くとも、一步前進として評価ができるものです。

率直に申し上げれば、まだまだ、もつともっと改善できたのではないかという思いはあります。しかしながら、金融国会以来とも言われる異例の協議体が設けられ、与野党がそれぞれの立場やしがらみを乗り越え、被害者救済に向けてここまで法案を作り上げてきたことは、国会史上に刻まれる大きな出来事であるとも思います。

遅々として議論が進まなかつた時期も、舌鋒銳く批判をし合つたことも、折衷案で不十分になつた点も多々あります。しかし、もどかしさを抱えながら、異なる意見を持つ者同士が、それでもただ対話と議論によつてルール・法律を作り上げ、社会をより良いものにしていくこと、これはまさに民主主義の核心であります。

本法案は、安倍晋三元総理が銃撃されるという許されざる暴力事件が背景の一つにあることは否定できません。そこで明らかになつた社会悪に対して、立場も考え方も異なる政党、政治家が、ただ言論のみによつて解決を試みた。そして、一つの法案を作り、成果を得た。これは、暴力によって危機にさらされた私たちの民主主義を回復する上で、この上なく大きな一步になつたのではないでしようか。

(号外)

官報

子供の被害、本日の傍聴席にいらしていますが、いわゆる宗教二世と言われる方々にどのように救済の手を差し伸べていくのか。そのためには、児童虐待防止法などの見直しも必要ではないか。宗教法人法や宗教法人の税制優遇の在り方は果たしてこのまままでよいのか。この法律制定を契機として、私たちは目を背けることなく、更なる立法や課題解決に取り組んでいかなければなりません。

被害者を救済したい、悲劇を二度と繰り返してはいけない、それは恐らくこの議場に集う皆様全員に共通をしている思いです。本法案に賛成をする方も、やむなく反対をされる方も、与野党を超えて引き続き被害者救済に向けて協力し、共に歩みを進めていくことを心よりお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 田村まみ君。
〔田村まみ君登壇、拍手〕

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

私は、国民民主党・新緑風会を代表して、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案並びに法人等による寄附の不當な勧誘の防止等に関する法律案に賛成の立場で討論いたします。

今回の法案制定の過程で、私たち国民民主党は、自民、公明との実務者協議の中でも、当初から心理的支配利用に伴う暴利行為による寄附の募集

を禁じる規定、家族による損害賠償請求を可能にする民法の特例を創設することを提案してきました。その内容は法案第三条第一項、第二項の配慮義務に盛り込まれることとなりました。

また、公益法人法第十七条の寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為と同様の規定を設ける必要性を指摘しましたが、この内容も第三条第三項に反映されています。このように、新法の骨格は私たち国民民主党が提案してきた考え方を反映したものが、宗教法人法や宗教法人の税制優遇の在り方はどうなつていると考えています。

まだまだ多くの課題は残りますが、寄附行為に関わる被害拡大防止のため、一刻も早い対処が求められる中で、今できる限りの対策を盛り込み、

契約だけではなく単独行為も対象とし、法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護が一歩前進したと考え、賛成することとしました。

今回の新法の政府案で分かりづらかったのは、寄附の勧誘に際しての禁止行為と配慮義務とがあたかも全く別々のものであるかのように議論されてきたことです。新法による寄附規制のフレームは、規範となる配慮義務という大枠の中に特に悪質な禁止行為を定め、違反した場合に罰則規定を設けるもので、修正案では条文の章立てが見直され、この点がクリアになりました。

そもそも、配慮義務違反についても当然に行つてはならないことであり、配慮義務違反をして寄附の勧誘を行うことが民法七百九条における不法行為による損害賠償請求の対象となり得ること、寄附によつて生活が困難となつた配偶者や扶養親族も被害者として損害賠償請求の当事者となり得ることが質疑の中で明らかとなりました。このことは、寄附行為における被害者救済の上で大きな意義を果たしたと考えています。

また、第三条第二項の家族の生活維持への配慮義務違反は、宗教法人法第八十一条第一号の法令違反に当たり、正体隠しや身分を偽つての伝道は、第三条第三項の配慮義務違反に当たると同時に、宗教法人法八十二条第一項第二号の宗教団体の目的を著しく逸脱した行為に当たり得るということも明らかになりました。

これにより、新法第三条に定める配慮義務に違反して寄附を集めることが組織的、継続的、悪質な形で行われた場合には、宗教法人法第八十二条第一項に基づく解散命令の対象となり得ることが明確となり、悪質な献金規制の実効性を向上させることができます。

以下は、今後の被害者救済改正に向けて、ここでは大きく三点挙げておきます。

まず、債権者代位権の特例を使って家族の救済措置を広げたこと、将来の教育費などについても返還、返金を求めることができるようになることは評価しますが、特別代理人の選任の壁、扶養義務の範囲が狭いこと、無資力要件があるため取り戻せる額が限定されることが課題として挙げられます。親などの無資力要件の適用について、家族の状況などを踏まえ柔軟に対応することを求めていきます。

また、被害者が未成年である場合に債権者代位制度の行使が困難ですし、法テラスの機能強化は必要ですが、法テラスが利用者に負担を求める立替え・償還制度となつており、困窮した配偶者や未成年の二世信者などは利用しにくい状態にあります。

被害者に寄り添つた制度にする必要があり、多額の寄附を行い経済的に困窮していることを鑑みれば、寄附制度の、給付制度の導入など利用者の経済的負担を軽減するための実効的な対策を講じ

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策
樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策
樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特
別委員会
一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特
別委員会
一、消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会
一、外交・安全保障に関する調査会
国民生活・経済及び地方に関する調査会
一、国民生活・経済及び地方に関する調査会
資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源・持続可能な社会
会に関する調査

○議長(尾辻秀久君) 本件は各委員長及び各調査
会長要求のとおり決することに御異議ございません
か。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よつて、本件は各委員長及び各調査会長要求の
とおり決しました。

○議長(尾辻秀久君) この際、お諮りいたしました
岡村隆司君から事務総長を辞任いたしたいとの
申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よつて、許可することに決しました。

〔岡村隆司君事務総長席を退く〕

(拍手)

(拍手)

(拍手)

○議長(尾辻秀久君) この際、事務総長の選挙を行
います。

つきましては、事務総長の選挙は、その手続を
省略し、議長において指名することに御異議ござ
いませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。
よつて、議長は、事務総長に小林史武君を指名
いたします。

〔小林史武君事務総長席に着く〕

(拍手)

出席者は左のとおり。

議員 伊藤 岳君 副議長 尾辻 秀久君
松野 明美君 長浜 博行君

岩渕 友君 山添 拓君

音喜多 駿君 倉林 明子君

紙 純子君 梅村みづほ君

串田 誠一君 仁比 聰平君

田村 智子君 高木かおり君

石井 苗子君 井上 哲士君

山下 芳生君 浅田 均君

清水 貴之君 坂井 徹君

石井 章君 室井 邦彦君

安江 道仁君 里見 孝江君

金子 青島 健太君

伸夫君 哲也君

高橋 里見 隆治君

柳ヶ瀬裕文君

塩田 博昭君

竹内 真二君

宮崎 勝君

河野 義博君

平木 大作君

矢倉 克夫君

松沢 成文君

若松 謙維君

鈴木 宗男君

秋野 公造君

上田 勇君

柴田 巧君

石川 博崇君

横山 信一君

山本 博司君

山本 香苗君

山口那津男君

本田 顯子君

谷合 正明君

西田 實仁君

磯崎 仁彦君

佐々木さやか君

羽生田 俊君

羽生田 俊君

星 北斗君

小野田紀美君

堂込麻紀子君

ながえ孝子君

自見はなこ君

平山佐知子君

藤木 真也君

山本 啓介君

山田 太郎君

藤井 一博君

三浦 靖君

山田 太郎君

進藤金日子君

滝波 宏文君

堀井 嶽君

島村 大君

上月 良祐君

福岡 資磨君

浅尾慶一郎君

佐藤 信秋君

豊田 俊郎君

太田 房江君

松村 祥史君

下野 六太君

片山 大介君

三浦 信祐君

梅村 聰君

杉 久武君

柴田 巧君

河野 義博君

宮崎 勝君

竹内 真二君

塩田 博昭君

高橋 克法君

上田 勇君

石川 博崇君

横山 信一君

山本 博司君

山本 香苗君

山口那津男君

本田 顯子君

谷合 正明君

西田 實仁君

磯崎 仁彦君

佐々木さやか君

羽生田 俊君

星 北斗君

小野田紀美君

堂込麻紀子君

ながえ孝子君

自見はなこ君

平山佐知子君

藤木 真也君

山本 啓介君

山田 太郎君

藤井 一博君

三浦 靖君

山田 太郎君

進藤金日子君

滝波 宏文君

堀井 嶽君

島村 大君

上月 良祐君

福岡 資磨君

浅尾慶一郎君

佐藤 信秋君

豊田 俊郎君

太田 房江君

松村 祥史君

下野 六太君

片山 大介君

三浦 信祐君

梅村 聰君

杉 久武君

柴田 巧君

河野 義博君

宮崎 勝君

竹内 真二君

塩田 博昭君

高橋 克法君

上田 勇君

石川 博崇君

横山 信一君

山本 博司君

山本 香苗君

山口那津男君

本田 顯子君

谷合 正明君

西田 實仁君

磯崎 仁彦君

佐々木さやか君

羽生田 俊君

星 北斗君

小野田紀美君

堂込麻紀子君

ながえ孝子君

自見はなこ君

平山佐知子君

藤木 真也君

山本 啓介君

山田 太郎君

藤井 一博君

三浦 靖君

山田 太郎君

進藤金日子君

滝波 宏文君

堀井 嶽君

島村 大君

上月 良祐君

福岡 資磨君

浅尾慶一郎君

佐藤 信秋君

豊田 俊郎君

太田 房江君

松村 祥史君

下野 六太君

片山 大介君

三浦 信祐君

梅村 聰君

杉 久武君

柴田 巧君

河野 義博君

宮崎 勝君

竹内 真二君

塩田 博昭君

高橋 克法君

上田 勇君

石川 博崇君

横山 信一君

山本 博司君

山本 香苗君

山口那津男君

本田 顯子君

谷合 正明君

西田 實仁君

磯崎 仁彦君

佐々木さやか君

羽生田 俊君

星 北斗君

小野田紀美君

堂込麻紀子君

ながえ孝子君

自見はなこ君

平山佐知子君

藤木 真也君

山本 啓介君

山田 太郎君

藤井 一博君

三浦 靖君

山田 太郎君

進藤金日子君

滝波 宏文君

堀井 嶽君

島村 大君

上月 良祐君

福岡 資磨君

浅尾慶一郎君

佐藤 信秋君

豊田 俊郎君

太田 房江君

松村 祥史君

下野 六太君

片山 大介君

三浦 信祐君

梅村 聰君

杉 久武君

柴田 巧君

河野 義博君

宮崎 勝君

竹内 真二君

塩田 博昭君

高橋 克法君

上田 勇君

石川 博崇君

横山 信一君

山本 博司君

山本 香苗君

山口那津男君

本田 顯子君

谷合 正明君

西田 實仁君

磯崎 仁彦君

佐々木さやか君

羽生田 俊君

星 北斗君

小野田紀美君

堂込麻紀子君

ながえ孝子君

自見はなこ君

平山佐知子君

藤木 真也君

山本 啓介君

官 報 (号 外)

令和四年十二月十日 参議院会議録第十二号 議長の報告事項

川合		孝典君		小西 洋之君		榛葉賀津也君		上田 德永		清司君		堀井 嶽君	
寺田		神谷 宗幣君		吉川ゆうみ君		吉川 静君		長峯 長峯		誠君		須藤 安達	
赤池		阿達 雅志君		石井 正弘君		森屋 宏君		朝日健太郎君		足立 敏之君		中田 中田	
江島		潔君		山田 山田		山下 山下		井上 井上		青山 青山		山田 上野	
古川		俊治君		森 まさこ君		山谷えり子君		有村 治子君		鶴保 庸介君		宮本 周司君	
中西		祐介君		佐藤 啓君		高橋はるみ君		赤松 健君		廣瀬めぐみ君		須藤 元気君	
岡田		直樹君		吉川英晴君		佐藤 啓君		佐藤 啓君		吉川英晴君		吉川ゆうみ君	
宮本		安達		永井 学君		宮崎 雅夫君		生稻 晃子君		石田 昌宏君		吉川ゆうみ君	
須藤		須藤 須藤		今井絵理子君		馬場 成志君		三宅 伸吾君		渡辺 猛之君		大野 泰正君	
元気君		元気君		西田 昌司君		佐藤 正久君		佐藤 正久君		佐藤 正久君		佐藤 正久君	
上野		通子君		古賀友一郎君		北村 経夫君		西田 亨君		石井 準一君		浜田 聰君	
櫻井		充君		武見 敬三君		佐藤 敬三君		松山 政司君		世耕 弘成君		高良 鉄美君	
衛藤		晟一君		佐藤 晴子君									
宮沢		山東 昭子君		馬場 成志君		山本 伸吾君		丸川 珠代君		藤川 政人君		大野 泰正君	
上野		通子君		渡辺 猛之君		牧野たかお君		野上浩太郎君		佐藤 晴子君		吉田 忠智君	
青木		一彦君		大野 泰正君		佐藤 泰正君		佐藤 泰正君		和田 政宗君		和田 政宗君	
山田		俊男君		岸 真紀子君									
山田		青木		山川 大我君		小沢 雅仁君		小沢 雅仁君		熊谷 裕人君		柴 慎一君	
山田		山東		柴 慎一君		森本 通宏君		森本 通宏君		森本 通宏君		横沢 高徳君	
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		柴 慎一君		小沢 雅仁君		小沢 雅仁君		小沢 雅仁君		小沢 雅仁君	
山田		山東		柴 慎一君		森本 通宏君		森本 通宏君		森本 通宏君		森本 通宏君	
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									
山田		山東		岸 真紀子君									

官 報 (号 外)

農林水産委員会	辯任	磯崎 仁彦君	柴 慎一君	山本 啓介君
環境委員会	辯任	鬼木 誠君	竹内 真二君	石垣のりこ君
行政監視委員会	辯任	永井 学君	串田 誠一君	石井 苗子君
議院運営委員会	辯任	木村 英子君	村田 嘉子君	小沼 巧君
同日衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(閣法第三号)	令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(閣法第三号)	法第一七号)審査報告書
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書	法第一七号)審査報告書
消費者問題に関する特別委員会	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	民法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書	民法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書	法第一七号)審査報告書
同日衆議院から次の議案が提出された。	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書	法第一七号)審査報告書
よつて議長は即日これを総務委員会に付託した。	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	杉原千畝元在力ナウス日本国領事館副領事の名前回復に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第六二号)	同日議長から次の質問主意書が提出された。	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方自治法の一部を改正する法律案(衆第一七号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問主意書(羽田次郎君提出)(第六三号)	外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問主意書(羽田次郎君提出)(第六三号)	法第一七号)審査報告書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を消費者問題に関する特別委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	原子炉の耐用年数に関する質問主意書(辻元清美君提出)(第六四号)	原子炉の耐用年数に関する質問主意書(辻元清美君提出)(第六四号)	法第一七号)審査報告書
PFO-S流出の原因究明及び環境補足協定に基づく立入調査の実効性に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六五号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	環境省に設置が予定されるPFO-S対策の専門家会議に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六六号)	環境省に設置が予定されるPFO-S対策の専門家会議に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第六六号)	法第一七号)審査報告書
山ひろえ君提出(第六六号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法第一七号)審査報告書
子育て・若者緊急支援法案(青柳仁士君外八名提出)(衆第一八号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法第一七号)審査報告書
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を消費者問題に関する特別委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法第一七号)審査報告書
消費者契約法及び独立行政法人国民生活セン	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法第一七号)審査報告書

官報(号外)

<p>串田 誠一君 梅村 聰君 山添 拓君 田村 智子君</p> <p>同日委員会において選任した理事は次のとおりである。</p> <p>消費者問題に関する特別委員会</p> <p>理事 石橋 通宏君 (川田龍平君の補欠) 同日議員から次の議案が提出された。</p> <p>刑法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案 (大塚耕平君外二名発議) (参第七号)</p> <p>同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。</p> <p>刑法及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案 (大塚耕平君外二名発議)</p> <p>同日議員から次の報告書が提出された。</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律案(衆第一七号) 審査報告書</p> <p>同日議員から次の質問主意書が提出された。</p> <p>原発避難計画の策定に対する国との支援に関する質問主意書(山本太郎君提出) (第六八号)</p> <p>福島第一原子力発電所一号機ベデスタル内調査に関する質問主意書(山本太郎君提出) 第六九号</p> <p>「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金等の値下げ支援対策に関する質問主意書 (柴田巧君提出) (第七〇号)</p> <p>公営住宅の入居に際し保証人確保が困難な人の入居確保に関する質問主意書(田村智子君提出) (第七一号)</p> <p>セーフティネット登録住宅制度に関する質問主意書(田村智子君提出) (第七二号)</p> <p>開放型スプリンクラー設備に関する質問主意書 (浜田聰君提出) (第七三号)</p>	<p>全国的な視点に立ったアイヌの経済的及び社会的状況の改善に向けた取組に関する質問主意書 (紙智子君提出) (第七四号)</p> <p>無戸籍者問題の解決に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第七五号)</p> <p>嫡出否認制度の規律の見直しに関する質問主意書 (牧山ひろえ君提出) (第七六号)</p> <p>親の懲戒権の見直しと体罰の禁止に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第七七号)</p> <p>事实上反する認知が行われた子の日本国籍喪失に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第七八号)</p> <p>同日次の質問主意書を内閣に転送した。</p> <p>関東大震災時の朝鮮人等虐殺事件における犠牲者の遺体処理に関する質問主意書(杉尾秀哉君提出) (第五三号)</p> <p>昆虫食とエビ・カニに対するアレルギーの注意喚起の必要性に関する質問主意書(浜田聰君提出) (第五四号)</p> <p>旧統一教会の「関連団体」に関する質問主意書 (辻元清美君提出) (第五六号)</p> <p>NPOやNGO等の非営利組織や政治団体に寄附規制が適用されることへの懸念に関する質問主意書(神谷宗幣君提出) (第五七号)</p> <p>メガソーラー事業によって引き起こされる森林の乱開発・土石流を防ぐための方策に関する質問主意書(神谷宗幣君提出) (第五八号)</p> <p>北海道百年記念塔の解体に関する質問主意書 (神谷宗幣君提出) (第五九号)</p>	<p>生殖補助医療の現状に関する質問主意書(神谷宗幣君提出) (第六一号)</p> <p>杉原千畝元在カナウス日本国領事館副領事の名譽回復に関する質問主意書(鈴木宗男君提出) (第六二号)</p> <p>外国人定住者が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問主意書(羽田次郎君提出) (第六三号)</p> <p>原子炉の耐用年数に関する質問主意書(辻元清美君提出) (第六四号)</p> <p>環境省に設置が予定されるPFOS対策の専門家会議に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第六五号)</p> <p>PFOS流出の原因究明及び環境補足協定に基づく立入調査の実効性に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第六六号)</p> <p>PFOS等の流出に対する抜本的対策の必要性に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第六七号)</p> <p>原発避難計画の策定に対する国との支援に関する質問主意書(山本太郎君提出) (第六八号)</p> <p>福島第一原子力発電所一号機ベデスタル内調査に関する質問主意書(山本太郎君提出) (第六九号)</p> <p>「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金等の値下げ支援対策に関する質問主意書 (柴田巧君提出) (第七〇号)</p> <p>公営住宅の入居に際し保証人確保が困難な人の入居確保に関する質問主意書(田村智子君提出) (第七一号)</p> <p>セーフティネット登録住宅制度に関する質問主意書(田村智子君提出) (第七二号)</p> <p>開放型スプリンクラー設備に関する質問主意書 (浜田聰君提出) (第七三号)</p>	<p>全国的な視点に立ったアイヌの経済的及び社会的状況の改善に向けた取組に関する質問主意書 (紙智子君提出) (第七四号)</p> <p>無戸籍者問題の解決に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第七五号)</p> <p>嫡出否認制度の規律の見直しに関する質問主意書 (牧山ひろえ君提出) (第七六号)</p> <p>親の懲戒権の見直しと体罰の禁止に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第七七号)</p> <p>事实上反する認知が行われた子の日本国籍喪失に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出) (第七八号)</p> <p>同日内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>参議院議員羽田次郎君提出御嶽山の国定公園、国立公園化に関する質問に対する答弁書(第四六号)</p> <p>参議院議員倉林明子君提出生活保護における世帯認定に関する質問に対する答弁書(第四七号)</p> <p>参議院議員辻元清美君提出岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問に対する答弁書(第四八号)</p> <p>参議院議員辻元清美君提出今後の経済見通しや政府が「百六万円の壁」と説明してきたことの正当性及び年金額の変動等に関する質問に対する答弁書(第四九号)</p> <p>参議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察拠点に関する再質問に対する答弁書(第五〇号)</p> <p>参議院議員神谷宗幣君提出G20パリ首脳宣言におけるワクチン接種証明書に関する議論に関する質問に対する答弁書(五一号)</p> <p>同日内閣から次の報告書を受領した。</p> <p>第二百八回国会参議院において採択された請願の処理経過</p>
--	---	---	--

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。	消費者問題に関する特別委員 辞任 宮崎 雅夫君 補欠 三木 亨君
広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
告書	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
告書	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書	本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員会 報告書	本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任 石井 苗子君 補欠 串田 誠一君 国土交通委員会	本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任 串田 誠一君 補欠 串田 苗子君 本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
厚生労働委員会 農林水産委員会 経済産業委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
文教科学委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
一、財政及び金融等に関する調査	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
一、外交、防衛等に関する調査	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
財政金融委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策 樹立に関する調査	
地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する総合的な対策樹立に関する調査	
消費者問題に関する特別委員会 一、消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査	
東日本大震災復興特別委員会 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査	
外交・安全保障に関する調査会 一、外交・安全保障に関する調査	
国民生活・経済及び地方に関する調査会 一、国民生活・経済及び地方に関する調査	
資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会 一、原子力等エネルギー・資源・持続可能な社会に関する調査	
本日委員長から次の報告書が提出された。 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第一八〇号)審査報告書	
本日議員から次の質問主意書が提出された。 寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七九〇号)	
本日議員から次の質問主意書が提出された。 薬価の中間年改定の在り方等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八〇〇号)	
本日議員から次の質問主意書が提出された。 国葬儀の法的本質及び法的効果並びに法的根拠等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八八〇号)	
本日次の質問主意書を内閣に転送した。 寄附の勧誘を行ふに当たつての配慮義務等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七九〇号)	
本日次の質問主意書を内閣に転送した。 薬価の中間年改定の在り方等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八〇〇号)	
本日次の質問主意書を内閣に転送した。 国葬儀の法的本質及び法的効果並びに法的根拠等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八八〇号)	
内閣委員会 一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査	
総務委員会 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査	
法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査	
外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査	
財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査	
文教科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査	
厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査	
農林水産委員会 一、農林水産に関する調査	
経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査	
国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査	
環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査	
予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査	
決算委員会 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査	
東日本大震災復興特別委員会 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査	
外交・安全保障に関する調査会 一、外交・安全保障に関する調査	
国民生活・経済及び地方に関する調査会 一、国民生活・経済及び地方に関する調査	
資源エネルギー・持続可能な社会に関する調査会 一、原子力等エネルギー・資源・持続可能な社会に関する調査	
議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査	
会 一、災害対策特別委員会 一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会 一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査	
災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査	
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査	
樹立に関する調査	
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査	
会 一、議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査	

一二、令和三年度国有財産無償貸付状況総計
計算書

省各所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出)

審査報告書

一三、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二一、歳入歳出の実況に関する件

三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百八回国会衆法第四九号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

一四、令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二二、国有財産の増減及び現況に関する件

四、インター・ネット投票の導入の推進に関する件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

一五、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二三、政府関係機関の経理に関する件

五、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

一六、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額調書及び各省各所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二四、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

六、国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外七名提出、衆法第一号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

一七、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二五、國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

七、議院運営委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

一八、令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二六、行政監視に関する件

八、議院運営委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

一九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二七、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤田文武君外六名提出、第二百八回国会衆法第一号)

九、災害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二〇、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額調書及び各省各所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二八、国会法等改正に関する件

一〇、議院運営委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十一、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十二、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十三、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十四、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十五、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十六、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十七、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

二九、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第二百八回国会、内閣提出)

二九、議院運営委員会

十八、灾害対策特別委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

百八回国会衆法第三九号)

百八回国会衆法第三九号)

官 報 (号 外)

いよう、新たなグループホームの類型の創設については丁寧に検討し、本人の意思を尊重して個別に必要な支援が適切に提供されるようすること。

二、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における指摘事項を踏まえ、地域移行を着実に進めるため、多様な障害当事者の意見も踏まえ、障害福祉計画の地域移行者数の目標値を適切に設定し、具体的な地域移行の計画を立案すること。また、入所者の重度化や高齢化が進み、近年、施設入所者数の減少が緩やかになってきている現状を踏まえつつも、地域移行の推進の観点も考慮し、障害福祉計画の施設入所者数の削減目標について適切な目標値を設定すること。その際、施設入所に頼らざる地域で安心して暮らせるための環境整備・資源の確保に努めること。さらに、地域生活支援拠点等の役割の明確化や機能強化、拠点コードイニターの役割の整理や配置の促進など地域移行を効果的に計画的に推進するための方策について検討し、必要な措置を講ずること。

三、重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。また、重度障害児の学校及び通学中における介護支援の在り方について、教育と福祉の連携による取組の実施状況を踏まえて検討すること。さらには、地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とすることも含め、その見直しを検討すること。

四、障害者に対する介護保険優先原則の運用に当たっては、一律に介護保険サービスを優先すること。

のではなく、重度訪問介護も含め、個々の障害者が必要とする支援を受けられるよう、地方公共交通機関に周知すること。

五、障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、加算を増やして報酬体系をいたずらに複雑化させないように留意しつつ、必要な人員を確保し、適切なサービスが提供されるようにする。また、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面し、経営への影響が懸念されている全国の障害福祉サービス事業所を支援するため、必要な措置を講ずること。

六、多様なピアサポートの活動の価値や専門性を分かりやすく伝える観点も踏まえつつ、障害者を分かりやすく伝える観点も踏まえつつ、障害者ピアサポート研修事業の研修カリキュラムの見直しを検討すること。

七、進行性の障害の状態を踏まえた必要な支援が受けられるよう、障害区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進し、周知すること。

八、失語症に関し、身体障害者手帳の等級の認定基準等を見直すよう、検討するほか、失語症患者等、失語症者が障害者総合支援法に基づく必要な支援を受けられるよう、検討するとともに、循環器病対策推進基本計画の記載事項も含め、失語症者が社会生活を円滑に営むために必要な支援体制の整備等についてしっかりと検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

九、放課後児童クラブのインクルーシブ化を推進する際には、本人による選択と決定を重視するところに努めること。

十一、重度障害者に対する職場における支援のための助成金の利用が低調な理由について分析するとともに、重度障害者の就労ニーズの掘り起しこし等を検討すること。

十二、難病患者など障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援のために必要となる就労能力の判定の在り方について検討し、必要な施策を講ずること。

十三、障害者雇用率制度における除外率制度の早期廃止に向けた取組を行うほか、事業主が、単に雇用率の達成のみを目的として雇用主に代わって障害者に職場や業務を提供するいわゆる障害者雇用代行ビジネスを利用することがないよう、事業主への周知、指導等の措置を検討すること。

十四、医療保護入院の入院期間の上限については、厚生労働省令において六月を下回る可能な限り短い期間を設定するとともに、医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行を支援する者を参加させることとし、入院期間の更新やみなし同意によって事実上の長期入院とならないよう、安易に更新が繰り返されないようにするための措置を講ずること。

十五、家族等が同意又は不同意の意思表示をしない場合において市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加するがないよう、必要な措置を講ずること。また、医療保護入院には、家族等の負担過重や患者の権利擁護の観点から廃止されるべきとの指摘があることを踏まえ、その在り方について、精神疾患の特性も

十六、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における、精神保健福祉法及び心神喪失者等の医療観察法の規定に基づく精神障害者への非自発的入院及び強制的な治療等の廃止、精神医療を一般医療から分離する制度の解消等の勧告を踏まえ、精神科医療と他科の医療との政策体系の関係性を整理し、精神医療に関する法制度の見直しについて、精神疾患の特性も踏まえながら、精神障害者団体の参画による検討によって、必要な措置を講ずること。

十七、入院者訪問支援事業が、市町村長同意の医療保護入院者に限らず精神科病院に入院している全ての精神障害者の権利擁護のためのアドボケイトとして機能するよう、入院者訪問支援員の研修など事業の実施体制の整備に万全を期すこと。

十八、本法施行後の精神科病院の業務従事者による虐待についての通報の仕組みの実施状況を踏まえ、障害者虐待防止法における、病院での虐待の防止と報告を確保するための更なる取組について検討すること。

十九、隔離・身体的拘束に関する切迫性、非代替性、一時性の要件を明確にするため、厚生労働大臣告示の改正を進めるに当たっては、関係団体との意見交換の場を設け、患者に対する治療が困難という文言やそれに類似する文言の使用によらない方策を検討し、隔離・身体的拘束の対象が実質的にも限定されるよう必要な措置を講ずること。

二十、地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについては、原則として警察又は警察関係者を参加させるべきではないとの観点から必要な措置を講ずるとともに、講ずること。

措置入院の運用に関するガイドラインについては、自立支援協議会等が関係者による協議の場として活用されることのないよう、適切に運用されるために、必要な措置を講ずることについて検討すること。

二十一、精神科病院の入院患者のより一層の地域移行を促進し、精神病床数の削減を図っていく必要があることから、第八次医療計画の中間指標では、精神科病院の非自発的入院の縮減を把握する指標例とともに、精神病床の削減のための目標値の設定について検討すること。

二十二、障害福祉関係データベースの運用に当たっては、障害当事者の意見が反映される仕組みを作るとともに、本データベースに収集されたデータは、障害者権利条約第三十一条第二項の規定の趣旨を踏まえ、障害者がその権利を行う際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するなど、障害者の福祉を増進するため利用されるよう検討すること。

二十三、障害福祉サービスに係る適切な提供体制の確保等を図る観点から、地方公共団体における障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、PDC.Aサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定が行われるよう努めること。

二十四、指定難病及び重症度分類の基準の選定に当たっては、引き続き、医学的見地に基づく日常生活上の困難さも十分考慮すること。また、小児慢性特定疾病について、成人後も切れ目のない治療が可能となるよう指定難病に指定することを検討すること。

二十五、難病患者等に対する医療費助成の前倒し

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

に当たっては、申請日から医療費助成の対象の病状であると診断された日まで十分に遡つて助成の対象とすること。また、自己負担限度額の在り方について、引き続き、必要なデータ収集を行うこと。

二十六、就労支援、医療・福祉、ピアサポート等、多岐にわたる相談業務を担う難病相談支援センターについて、関係機関との連携を密にして、それぞれの強みを活かした相談支援を充実させるとともに、地域間格差が生じないよう

センターについて、関係機関との連携を密にして、それぞれの強みを活かした相談支援を充実させるとともに、地域間格差が生じないよう

センターについて、関係機関との連携を密にして偏見や差別につながらないよう十分に留意すること。

二十七、難病患者等が地域において適切な医療を受けることができるよう、必要な予算や人員を確保しつつ、難病診療連携拠点病院を中心とした医療機関間の連携や移行期医療の体制整備などに取り組むこと。また、難病患者等の診療が制限を受けることは、命に直結することから、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも、診療に制限がかかることのないよう万全の対策を講ずること。

二十八、難病患者等が治療によって、就労・就学において不利益な扱いを受けることがないよう、また、オンライン等の手段を活用し学習を継続できるよう環境の整備に万全を期すこと。

二十九、難病の根治に向けた研究、治療法の確立に資するデータベースの構築を図るため、データ登録の促進に努めるとともに、オンライン化を始めとした事務手続の簡略化を図ること。また、登録データのセキュリティ対策には万全を期すとともに、利活用の範囲については慎重に検討すること。さらに、登録者証のマイナンバーとの連携に当たっては、疾病情報を基にした偏見や差別につながらないよう十分に留意すること。

三十、長期療養を必要とする難病等に苦しむ者や

子どもが地域において適切な福祉サービスを享受できるよう、地方自治体が作成する障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針にその趣旨を明記すること。

三十一、難病に苦しむ者の就労状況の実態把握に努め、治療を躊躇することなく、就労できる環境を創出するための、関係制度の検討及び他領域にまたがる政策の連携を通じた、支援策の充実に努めること。

三十二、包括的な難病等対策を実現するため、難病等に対する有効な新規治療薬・治療方法の開発を進めるとともに、新たに治療薬が実用化された場合などにおいて、早期診断及び早期治療が可能となるような医療提供体制を早急に整備すること。

三十三、新生児マスククリーニング事業について、全国の地方自治体において適切に検査が実施され、検査の結果治療が必要となる新生児に対し、最新の知見を基に最適な治療が受けられるよう国責に於いて当該事業の推進を図ること。

三十四、指定難病患者等だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている

に資するデータベースの構築を図るため、データ登録の促進に努めるとともに、オンライン化を始めとした事務手続の簡略化を図ること。また、登録データのセキュリティ対策には万全を期すとともに、利活用の範囲については慎重に検討すること。さらに、登録者証のマイナンバーとの連携に当たっては、疾病情報を基にした偏見や差別につながらないよう十分に留意すること。

三十五、施行後五年の見直しを待たず、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見の内容を踏まえ、次回の定期報告が令和十年とされていることを見据え、当事者参画の下で速やかに見直しに向けた検討を開始すること。

右決議する。

令和四年十一月二十一日

参議院議長 尾辻 秀久殿

衆議院議長 細田 博之

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十二条)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第五条第二十項中「第八十九条第六項」を「第八十九条第七項」に改める。

第十九条第三項中「及び生活保護法」を「生活保護法」に改め、「に入所している障害者」の

疾患の患者についても、福祉サービスの円滑な利用の促進を図るために必要な周知に努めること。

い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するため、地域生活支援拠点等(これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう)を整備するものとする。

第七十七条の二第一項中「前条第一項第三号及び第四号に」を「次に」に、「並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第一号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する」を「及び」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業

二 身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務

三 地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事

業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四 第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

第七十七条の二第二項中「ことができる」を「よう努めるものとする」に改め、同条第三項から第六項までの規定中第一項の「第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

7 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第七十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、第七十七条第三項各号に掲げる事業の実施体制の整備の促進及び適切な実施を確保するため、市町村に対し、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

う努めるものとする。

第八十八条第三項第二号中「公共職業安定所」の下に「障害者職業センター、障害者就業・

第三章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

目次中「障害福祉計画」を「障害福祉計画等」に改める。

第五条第一項中「自立訓練」の下に「就労選択支援」を加え、同条第八項を第二十九項とし、第十三項から第二十七項までを「項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の二項を加える。

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するためには必要な配分、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第七百九条第二項中「又は第七十七条の二第六項」を「第七十七条の二第六項又は第八十九条の三第五項」に改める。

第八十九条第三項第四号中「公共職業安定所」の下に「障害者職業センター」を加え、同条第九項中「以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。」を削り、「協議会の」を「当該協議会の」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 障害福祉計画等

第八十九条の二の二第一項中「第三項において「以下」と改める。

第八十九条の二の二の三中「前条第一項」を「第八十九条の二の二第一項」に改め、「分析」の下に「並びに第八十九条の二の三第一項の規定による利用又は提供」を、「者」の下に「次条第一項及び第三項において「連合会等」という。」を加え、同条を第八十九条の二の十とし、同条の次に次の二条を加える。

(手数料)

第八十九条の二の十一 匿名障害福祉等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額

の手数料を国(前条の規定により主務大臣から委託を受けて、連合会等が第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、連合会等)に納めなければならぬ。

2 主務大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の障害者等の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により連合会等に納められた手数料は、連合会等の収入とする。
第八十九条の二の二の次に次の七条を加える。(障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供)

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようするため主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体
障

害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究

三 民間事業者その他の主務省令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析

その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 主務大臣は、前項の規定による匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害福祉等関連情報を児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報その他の主務省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報を提供しようとする場合は、あらかじめ、社会保障審議会又はこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

第八十九条の二の四 前条第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名障害福祉等関連情報利用者」という。)は、匿名障害福祉等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名障害福祉等関連情報の作成に用いた障害福祉等関連情報に係る本人を識別するため、当該匿名障害福祉等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚に

よつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方

法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名障害福祉等関連情報を作成に用いた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名障害福祉等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第八十九条の二の五 匿名障害福祉等関連情報利用者は、提供を受けた匿名障害福祉等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名障害福祉等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第八十九条の二の六 匿名障害福祉等関連情報利用者は、匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害福祉等関連情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第八十九条の二の七 匿名障害福祉等関連情報利用者又は匿名障害福祉等関連情報利用者であつた者は、匿名障害福祉等関連情報の利用に関して知り得た匿名障害福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

一 第八十九条の二の七の規定に違反して、匿名障害福祉等関連情報の利用に關して知り得た匿名障害福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第八十九条の二の九の規定による命令に違反したとき。

第一百九条の三 第八十九条の二の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせ

除く。以下この項及び次条において同じ。)に對し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は當該職員に關係者に對して質問させ、若しくは匿名障害福祉等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿

名障害福祉等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(是正命令)

第八十九条の二の九 主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が第八十九条の二の四から第八十九条の二の七までの規定に違反して命ぜられたとき、その者に対し、當該違

反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

第八十九条の次に次の二条を加える。

第一百九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、當該違反行為をした者は、一年以下

の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八十九条の二の七の規定に違反して、匿名障害福祉等関連情報の利用に關して知り得た匿名障害福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利

用したとき。

二 第八十九条の二の九の規定による命令に違反したとき。

三百九条の三 第八十九条の二の八第一項の規

定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又

ず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百十一条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第一百十二条の二 第百九条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第一百十二条中「前条」を「第百九条の二」、第百九条の三又は第百十一条に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

附則第三十九条第一項中「同条第十七項」を

「同条第十八項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改め

る。

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三目 小兒慢性特定疾病児童等自立支援事業(第十九条の二十二)」を「第三目 小兒慢性特定疾病児童等自立支援事業(第十九条の二十二・第十九条の二十四)」に改める。

第十九条の三第八項中「その申請のあつた」を

「指定医が当該医療費支給認定に係る小兒慢性特定疾病児童等の小兒慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該医療費支

給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前日のいざれか遅い」に改める。

第十九条の二十二第二項中「前項に掲げる事業のほか」を前二項に規定する事業の実施等により把握した地域の実情を踏まえ、「を行うことができる」を「のうち必要があると認めるものを行うよう努めるものとする」に改め、同条

第四項中「前項」を「前各項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県は、前項に規定する事業のほか、

地域における小兒慢性特定疾病児童等の実情の把握その他の次項各号に掲げる事業の実施に関し必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第二章第一節第二款に次の二目を加える。

第四目 小兒慢性特定疾病対策地

域協議会

第十九条の二十三 都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」とい

う。並びに第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

児童相談所設置市は、単独で又は共同して、

置くよう努めるものとする。

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における小兒慢性特定疾病児童等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を「指定都市」に改め、同項第三号中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)」を「中核市」に改める。

第三十三条の十八第一項中「設置者(以下この条の下に「及び第三十三条の二十三の二第三項」)」を「中核市」に改める。

第三十三条の二十一第五項中「把握した上で、これらの事情」を「把握するとともに、第三十三条の二十三の二第二項の規定により公表された

結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果」に改める。

第三十三の二十二第二項の次に次の二項を加える。

都道府県は、第三十三の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第三十三の二十三の次に次の二条を加える。

都道府県は、第三十三の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

い。

福祉等関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名障害児福祉等関連情報の作成に用いらされた障害児福祉等関連情報に係る本人を識別するために、当該障害児福祉等関連情報から削除された記述等若しくは匿名障害児福祉等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名障害児福祉等関連情報を他の情報と照合してはならぬ

当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは匿名障害児福祉等関連情報利用者の事務所等の他の事業所に立ち入り、匿名障害児福祉等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を

念にのつとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療」に改める。

2 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人

第二十九条の二第一項中「措置をとつた」を「規定による入院措置を採つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「とる」を「採る」に改め、

同条第四項中「措置」を「入院措置」に改める。

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保 護者又は輔助人

四　当該精神障害者に対する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配

偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切

でない者として厚生労働省令で定めるもの
五 心身の故障により当該精神障害者の入院

及び処遇についての意思表示を適切に行うことのできない者として厚生労働省令で定めるもの

六 未成年者

める。

「から第三項まで」に改める。

第二十一条第七項中「採る旨」の下に「及びその理由」を加える。

第三十三条の二十三の八、内閣総理大臣は、この節(第三十三条の十九から第三十三条の二十三の二まで、第三十三条の二十四及び第三十三条の二十五を除く。)の規定の施行に必要な限度において、匿名障害児福祉等関連情報使用者(他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は

して知り得た匿名障害児福育等関連情報の
内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な
目的に利用したとき。

第六十一条の五第一項中「第二十一条の四の四
七第一項」の下に「若しくは第三十三条の二十三
の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め
る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の
一部改正)

第七条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法
律(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次
のように改正する。

第一条中「精神障害者の医療」を「障害者基本
法(昭和四十五年法律第八十四号)」の基本的な理
法

第三十三條の二十三の九 内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が第三十三条の二十三の四から第三十三条の二十三の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。第六十条の三第一号中「第二十一条の四の八」の下に「又は第三十三条の二十三の九」を加え、同条に次の一号を加える。

三 第三十三条の二十三の七の規定に違反して、匿名障害児福祉等関連情報の利用に関する限り得た匿名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な

目的に利用したとさういふ點で、第六十一条の五第一項中「第二十二条の四の七第一項」の下に「若しくは第三十三条の二十三の八第一項」を加え、「同項」を「これら」に改めることとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第七条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「精神障害者の医療」を「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)」の基本的な理

めの法律等の一部を改正する法律案

に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十条の五第一項」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第四十条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられないないと認めるとき、又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるとときは、当該精神科病院の管理者に対して措置を講すべき事項及び期限を示して、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改変を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害

者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。
4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(公表)

第四十条の七 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(調査及び研究)

第四十条の八 国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第四十条の九条の二第一項中「いる」の下に「第二十九条第一項に規定する」を加え、同条第三項を削り、同条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十八条の二第一項中「(入院措置時及び定期期の入院の必要性に関する審査)」に改め、「(相談及び援助)」に改め、「(精神障害者等に対する包摃的支援の確保)」に改め、「(この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上で精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))の心身の状態に応じた保健、医療、福祉住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならない)」の心身の状態に応じた保健、医療、福

祉住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならない。

2 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその職務を行わなければならぬ。

3 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に關して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

4 入院者訪問支援事業を行つた者又は従事している者に対する協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

(支援体制の整備)

第三十五条の三 入院者訪問支援事業を行つた者又は従事している者に対する協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

第五章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の第一節を加える。

第一節 入院者訪問支援事業
(入院者訪問支援事業)
第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者)から都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。)が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業(第二項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。)を行うことができる。

第六章第二節の節名を次のよう改める。

第二節 相談及び援助
(入院者訪問支援事業)

第六章第二節の節名を次のよう改める。

第二節 相談及び援助
(精神障害者等に対する包摃的支援の確保)

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上で精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))の心身の状態に応じた保健、医療、福祉住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならない。

第四十七条の見出しを「(相談及び援助)」に改め、「(指導させ)」を「(対する必

「機関」の下に「及びこれらの機関の職員」を、「指導」の下に「研修」を加える。

第三十二条第五号中「障害者就業・生活支援センター」の下に「就労支援事業者」を、「関係機関」の下に「及びこれらの機関の職員」を、「助言」の下に「研修」を加える。

第三十七条第二項中「第三節」を「第四節」に改める。

第四十五条の三第二項中「事業協同組合」の下に「有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものに限る。)のみがその組合員となつてることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項第四号及び第七項において「特定有限責任事業組合」という。」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

四 特定有限責任事業組合にあつては、解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの

第四十五条の三第七項中「とき」の下に「又は当該認定に係る特定有限責任事業組合が第二項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたと認めるとき」を加える。

第四十九条第一項第一号中「第四節」を「第五節」に改め、同項第一号の二を削り、同項第四号中「ハ」とし、イの次に次のように加える。

口 加齢に伴つて生ずる心身の変化により職場への適応が困難となつた対象障害者である労働者の雇用の継続のために必要となる当該労働者が職場に適応することを容易にするための措置

第四十九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の事業を行うもの

に対して、当該援助の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第五十条第一項中「得た数」の下に「(以下この

項において「超過数」という。)を、「に乗じて得た額」の下に「(超過数が政令で定める数を超えるときは、当該政令で定める数を単位調整額に乗じて得た額に、当該超過数から当該政令で定める数を減じた数を次項の政令で定める額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める額に乗じて得た額を加えた額)」を加える。

第五十一条の見出し中「特例給付金及び」を削り、同条第一項中「第四十九条第一項第一号の二の特例給付金及び同項第二号から第七号まで」を「第四十九条第一項第二号から第七号まで」に改め、同条第二項中「特例給付金及び

を削る。

第五十三条第一項中「同項第一号の二の特例給付金」を削り、「第七号」を「第七号の二」に改める。

第六十九条から第七十二条までを次のように改める。

(雇用義務に係る規定の特定短時間勤務職員についての適用に関する特例)

第六十九条第三十八条第一項の対象障害者である職員の数の算定に当たつては、同条第三

項及び第五項の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間勤務職員(短時間勤務職員のうち、一週間の勤務時間が厚生労働大臣の定め

る時間の範囲内にある職員をいう。)は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

五条の二第四項及び第六項の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

第六十九条 第四十三条第一項、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号、第四十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第四十六条第一項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四十三条第三項及び第五項、第四十四条第三項並びに第四十五条の三第四項及び第六項(第四十五条の三第六項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある労働者をいい、当該算定に係る事業主から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第一項の指定障害福祉サービス同法第五条第十四項に規定する就労継続支援であつて、厚生労働省令で定める便宜を供与するものに限る。)を受けている者を除く。以下同じ。は、その一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

第七十二条 削除

第七十四条の二に次の二項を加える。

11 第二項の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、前項において準用する第四十五条の二第四項及び第六項の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者は、その

一人をもつて、第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

第七十三条 削除

第七十四条の三第四項第一号中「十人」を「五人」に改め、同項第二号中「実施し、その人數が二人以上である」を「実施している」に改め、同項第三号中「専任の」を削る。

第七章中第四節を第五節とし、第三節を第四節とする。

第六十九条の前に次の節名を付する。

第三章中第四節を第五節とし、第三節を第四節とする。

附則第四条第一項中「第四節」を「第五節」に改め、同項第三項中「超える数の下に」「(以下この

項において「超過数」という。)を、「得た額」の下に「(超過数が同条第一項の政令で定める数以

は、当該匿名指定難病関連情報を児童福祉法

第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小

児慢性特定疾病関連情報その他の厚生労働省

令で定めるものと連結して利用し、又は連結

して利用することができる状態で提供するこ

とができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名

指定難病関連情報を提供しようとする場合に

は、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聽

かなければならない。

第一項の三 前条第一項の規定により匿名

指定難病関連情報の提供を受け、これを利用

する者（以下「匿名指定難病関連情報利用者」という。）は、匿名指定難病関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名指定難病関連情報

の作成に用いられた同意指定難病関連情報に係る本人を識別するために、当該同意指定難

病関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録さ

れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名指定難病関連情報の作成に用いられた加工の方法

に関する情報を取得し、又は当該匿名指定難

病関連情報を他の情報と照合してはならない。

（消去）

第二十七条の四 匿名指定難病関連情報利用者は、提供を受けた匿名指定難病関連情報を利

用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名指定難病関連情報を消去しなければ

ならない。

（安全管理措置）

第二十七条の五 匿名指定難病関連情報利用者は、匿名指定難病関連情報の漏えい、滅失又

は毀損の防止その他の当該匿名指定難病関連

情報の安全管理のために必要かつ適切なもの

として厚生労働省令で定める措置を講じなけ

ればならない。

第二十七条の六 匿名指定難病関連情報利用者は、匿名指定難病関連情報利用者であつた者

は、匿名指定難病関連情報の利用に関して知

り得た匿名指定難病関連情報の内容をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に利用して

はならない。

（立入検査等）

第二十七条の七 厚生労働大臣は、この章（第

二十七条を除く。）の規定の施行に必要な限度

において、匿名指定難病関連情報利用者（国

の他の行政機関を除く。以下この項及び次条

において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類

の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に

関係者に対して質問させ、若しくは匿名指定

難病関連情報利用者の事務所その他の事業所

に立ち入り、匿名指定難病関連情報利用者の

帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十一条第二項の規定は前項の規定によ

る質問又は検査について、同条第三項の規定

は前項の規定による権限について準用する。

（是正命令）

第二十七条の八 厚生労働大臣は、匿名指定難

病関連情報利用者が第二十七条の三から第二

十七条の六までの規定に違反していると認め

るときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県は、前項に規定する事業のほか、

療養生活環境整備事業として、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援

のための施策を円滑に利用できるようにする

ため、指定難病要支援者証明事業（指定難病の患者に対する対応）、指定難病にかかる旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その

う。）に委託することができる。

第二十九条第三項中「前条第二項」を「前条第

三項」に改める。

第四十四条中「第二十八条第四項」を「第二十

八条第五項」に改める。

第四十七条を第五十一条とし、第四十六条を

第五十条とし、第四十五条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条 第四十五条の罪は、日本国外にお

いて同条の罪を犯した者にも適用する。

第四十九条 法人（法人でない社団又は財团で

代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この

条において「人格のない社団等」という。）を

含む。以下この項において同じ。）の代表者

（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法

人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者が、その法人又は人の業務について、第四

十五条又は第四十六条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適

用がある場合には、その代表者又は管理人が

第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項に規定する事業のほか、

療養生活環境整備事業として、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援

のための施策を円滑に利用できるようにする

ため、指定難病要支援者証明事業（指定難病の患者に対する対応）、指定難病にかかる旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その

う。）に委託することができる。

第二十九条第三項中「前条第二項」を「前条第

三項」に改める。

第四十四条中「第二十八条第四項」を「第二十

八条第五項」に改める。

第四十七条を第五十一条とし、第四十六条を

第五十条とし、第四十五条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条 第四十五条の罪は、日本国外にお

いて同条の罪を犯した者にも適用する。

第四十九条 法人（法人でない社団又は財团で

代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この

条において「人格のない社団等」という。）を

含む。以下この項において同じ。）の代表者

（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法

人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者が、その法人又は人の業務について、第四

十五条又は第四十六条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適

用がある場合には、その代表者又は管理人が

令和四年十二月十日 参議院会議録第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

三八

条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日

三 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)及び第十一条の規定並びに附則第七条及び第十八条の規定 令和五年十月一日

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く)、第十四条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)及び第十五条中精神保健福祉法第一条の改正規定(「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、精神保健福祉法の規定による本人の同意がない場合の入院の制度の在り方等に関し、精神疾患の特性及び精神障害者の実情等を勘案するとともに、障害者の権利に関する条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする。

(障害者総合支援法による支給決定に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「第二号改正後障害者総合支援法」と

えられた第二号改正後障害者総合支援法第十九条第三項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」と

いう。附則第十八条第二項の規定により読み替えたる新第十九条第四項の規定の適用につ

いては、読み替えたる新第十九条第三項中「介護保険施設」という。)とあるのは「介護保険施設」という。)若しくは介護療養型医療施設(健康保

険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条)第二十六条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設をい

う。以下この項及び次項において同じ。)ど、

「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあらわすのは「介護保険特定施設、介護保険施設若し

くは介護療養型医療施設」とし、読み替えたる新第十九条第四項中「及び介護保険施設」とあるのは「介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とす

る。

2 第二項の規定により読み替えたる第二号改正

後障害者総合支援法第十九条第四項(障害者総合支援法第二十四条第二項、第五十一条の第五項、第五十二条第二項、第五十三条の第二項、第五十四条の第二項、第五十五条の第三項及び第五十六条の第三項に

おいて準用する場合並びに第二号改正後障害者

総合支援法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「読み替えたる新第十九条第四項」という。)の規定

は、施行日前に行われた障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項において「指定障害福祉サービス等」という。)に係る同条第一項の規定による訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた障害者総合支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害

等給付費の支給については、なお従前の例による。

(障害者総合支援法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(附則第十四条第二項において「第四号施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行

日の前日までの間における第三条の規定による改正後の障害者総合支援法(附則第二十三条において「第四号改正後障害者総合支援法」とい

う。)第百九条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法

施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

2 第二項の規定により読み替えたる第二号改正

後障害者総合支援法第十九条第四項(障害者総合支援法第二十四条第二項、第五十一条の第五項、第五十二条第二項、第五十三条の第二項、第五十四条の第二項、第五十五条の第三項及び第五十六条の第三項に

おいて準用する場合並びに第二号改正後障害者

総合支援法附則第二条第二項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。以下この条において「読み替えたる新第十九条第四項」という。)の規

定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設

に入所又は入居することにより、当該新特定

の規定による支給については、なお従前の例によ

る。

(障害者総合支援法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(附則第十四条第二項において「第四号施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行

日の前日までの間における第三条の規定による改正後の障害者総合支援法(附則第二十三条において「第四号改正後障害者総合支援法」とい

う。)第百九条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法

施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

2 第二項の規定により読み替えたる第二号改正

後障害者総合支援法第十九条第四項(障害者総合支援法第二十四条第二項、第五十一条の第五項、第五十二条第二項、第五十三条の第二項、第五十四条の第二項、第五十五条の第三項及び第五十六条の第三項に

おいて準用する場合並びに第二号改正後障害者

総合支援法附則第二条第二項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。以下この条において「読み替えたる新第十九条第四項」という。)の規

定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設

に入所又は入居することにより、当該新特定

の規定による支給については、なお従前の例によ

る。

(同意小児慢性特定疾病関連情報に関する経過措置)

第八条 都道府県が、児童福祉法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者又は同項に規定する医療費支給認定患者の同意を施行日前に得て、厚生労働大臣に提供した医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等に関する情報は、第五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の四五項の規定により提供された同項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報とみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 刑法施行日の前日までの間における第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条の三の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。

(精神保健指定医の指定の申請に関する経過措置)
第十条 第七条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の精神保健福祉法(次条において「第二号改正後精神保健福祉法」という。)第十八条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、第二号施行日以後にされた同項の申請に係る指定について適用し、第二号施行日前にされた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第十八条第一項(第四号に係る部分に限る。)の申請に係る指定については、なお従前の例による。

(措置入院者等に対する書面による通知に関する経過措置)
第十二条 第二号改正後精神保健福祉法第二十一

条第七項、第二十九条第三項(第二号改正後精神保健福祉法第二十九条の二第四項及び第三十三条の三第三項の規定は、第二号施行日以後に採られる第二号改正後精神保健福祉法第二十一項第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

三条の八において準用する場合を含む。)及び第三十三条の三第三項の規定は、第二号施行日以後に採られる第二号改正後精神保健福祉法第二十一項第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

条第一項、第二項若しくは第三項後段又は第三十三

条の七第一項若しくは第二項後段の規定による措置について適用し、第二号施行日前に採られた第七条の規定による改正前の精神保健福祉法第二十一条第三項若しくは第四項後段、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第三項若しくは第四項後段又は第三十三

より、その者を引き続き入院させることができる。

(入院措置時の入院の必要性に関する審査に関する経過措置)

第十三条 新精神保健福祉法第二十八条の三(精神保健福祉法第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたときに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項の規定による入院措置を採つた場合について適用する。

(精神保健福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 刑法施行日の前日までの間における新精神保健福祉法第五十三条の三第一項及び第五十四条第二項の規定の適用については、これら

の規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(医療保護入院者に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行の際現に第八条の規定(附則第一條第四号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正前の精神保健福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により精神科病院に入院している者については、当該精神科病院の管理者は、施行日から一年を経過する日の前日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、その者がなお第八条の規定による改正後の精神保健福祉法(以下「新精神保健福祉法」という。)第三十三条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察せなければならない。

(対象障害者の雇入れに関する計画の作成命令に関する経過措置)
第十五条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に、障害者雇用促進法第四十六条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日において第九条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の

特定短時間労働者を雇用している事業主に対する特例給付金に規定する改正前の法律の施行後においても、なお従前の例により特例給付金(この法律の施行の際に雇用されている当該特定短時間労働者に係るものであつて、その支給事由が令和七年三月三十日までに生じるものに限る。)を支給することができる。

(障害者雇用納付金、障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)
第十七条 令和五年度以前の年度分の障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(特定医療費の支給に関する経過措置)
第十八条 第十一条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律(以下この条において「第三号改正後難病法」という。)第七条

第五項の規定は、第三号施行日以後にされる難

(特例給付金に関する経過措置)

第十六条 第九条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の障害者雇用促進法(以下「旧障害者雇用促進法」という。)第四十九条第一項第一号の二の規定による特例給付金(次項において単に「特例給付金」という。)であつてその支給事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者(障害者雇用促進法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいい、障害者雇用促進法第二条第二号に規定する身体障害者(同条第三号に規定する重度身体障害者を除く。)又は同条第四号に規定する重度身体障害者を除く。)又は同条第五号に規定する重度身体障害者を除く。)に規定する重度知的障害者(同条第五号に規定する重度知的障害者を除く。)に限る。)である旧障害者雇用促進法第四十九条第一項第一号の二に規定する特定短時間労働者を雇用している事業主に対しては、この法律の施行後においても、なお従前の例により特例給付金(この法律の施行の際に雇用されている当該特定短時間労働者に係るものであつて、その支給事由が令和七年三月三十日までに生じるものに限る。)を支給することができる。

(障害者雇用納付金、障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)
第十七条 令和五年度以前の年度分の障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(特定医療費の支給に関する経過措置)
第十八条 第十一条の規定による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律(以下この条において「第三号改正後難病法」という。)第七条

病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項に規定する
一項の申請に係る同法第七条第一項に規定する
支給認定(以下この条において「支給認定」とい
う。)について適用し、第三号施行日前にされた
同法第六条第一項の申請に係る支給認定につい
ては、なお従前の例による。」の場合において
て、第三号改正後難病法第七条第五項各号中
「又は当該支給認定」とあるのは「当該支給認定」
と、「前の日」とあるのは「前の日又は令和五年
十月一日」とする。

は、第二号施行日以後に読替え後の新第九条第二項といふ)の規定
二項に規定する特定施設(以下この条において「新特定施設」という。)に入所又は入居をするこ
とにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第九条
第二項に規定する特定施設入所等身体障害者について適用する。

介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設とする。
（知的障害者福祉法による更生援護に関する経過措置）

第二十二条 第二号改正後障害者総合支援法附則

第五十六条第一項の規定により読み替えられた
第十四条の規定による改正後の知的障害者福祉法（次項において「第二号改正後知的障害者福祉法」と

十三号)第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。」と、「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読み替えた後の新第九条第三項中「及び介護保険施設」とあるのは「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

四

第二十条 刑法施行日の前日までの間における新難病法第四十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とす

第二十二条 第二号改正後障害者総合支援法附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた第十三条の規定による改正後の身体障害者福祉法(次項において「第二号改正後身体障害者福祉法」)

設」という。)とあるのは「介護保険施設」という。)若しくは介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八号)第十三号第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条等第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)と、「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読み替え後の新第九条第三項中「及び介護保険施設」とあるのは、「

う。)の規定は、第二号施行日以後に継続して新特定施設に入所又は入居することにより、当該新特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる読替え後の新第九条第三項の知的障害者について適用する。

定(同条第二項に規定する特定有限責任事業組合に係るものに限る)の手続その他の行為は、この法律(附則第一条第一号から第四号までに掲げる規定については、当該各規定)の施行前においても行なうことができる。

(地方自治法の一部改正)

第二十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十五回)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号)の項第三号中「第三十三条第三項」を「第三十三条第二項」に改める。

改める。

第二十条の三及び第二十条の四 削除
別表の八の四の項中「国家戦略特別区域障害者雇用創出事業」を「削除」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 第二号施行日前に前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(以下この条において「旧国家戦略特別区域法」という。)第二十条の四第一項の規定により第九条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等とみなして同条第一項の認定を受けた旧国家戦略特別区域法第二十条の四第一項に規定する特定有限責任事業組合は、第二号施行日において、第二号改正後障害者雇用促進法第四十五条の三第一項の認定を受けた同条第二項に規定する特定有限責任事業組合とみなして、同条第七項の規定を適用する。(労働者協同組合法の一部改正)

第三十八条 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の一部を次のように改定する。

附則第三条中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

(全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の一部を次のように改定する。

第九条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改める。

感障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

審査報告書

2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一

条第六号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前項の規定は、適用しない。この場合において、附則第二十六条中「第十五条第二項」とあるのは、「第十五条第二項第四号」とする。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第四十条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改定する。

第二百三十六条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)
第四十一条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条)の一部を次のように改定する。

第七十三条第一項第四号中「平成十五年法律百十号」の下に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)」を加える。

(政令への委任)

第七十五条第一項第五号中「へをトとし、ホをヘ」と

し、二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)

(政令への委任)

第四十二条 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五条)の一部を次のように改定する。

(全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の一部を次のように改定する。

第九条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改める。

特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

感障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

審査報告書

特定ファブリノゲン製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十一年法律第二号)の一部を次のように改定する。

令和四年十二月八日 厚生労働委員長 山田 宏 参議院議長 尾辻 秀久殿 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を延長するとともに、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

イ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは

は肝がんに罹患し、又は死亡した者

ロ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発

性肝不全を含む)に罹患して死亡した者

亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

イ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しく

は肝がんに罹患し、又は死亡した者

ロ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発

性肝不全を含む)に罹患して死亡した者

特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

感障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案

審査報告書

特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定ファブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十一年法律第二号)の一部を次のように改定する。

第五条第一号中「十五年」を「二十年」に改める。

第六条第一号中「慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加え

る。

イ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しく

は肝がんに罹患し、又は死亡した者

ロ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発

性肝不全を含む)に罹患して死亡した者

亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

イ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しく

は肝がんに罹患し、又は死亡した者

ロ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発

性肝不全を含む)に罹患して死亡した者

亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

イ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しく

は肝がんに罹患し、又は死亡した者

ロ C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎(遅発

性肝不全を含む)に罹患して死亡した者

四二一

(認知の無効の訴えの当事者等)

第四十三条 第四十一一条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第七百七八条(第一号)とあるのは「第七百八十六条第一項(第二号)と読み替えるものとする。

(嫡出否認の審判の通知)
第三百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められたる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫(事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。)に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

(嫡出否認の審判の通知)

第二百八十三条の三 認知をした者が認知についての調停の申立ての特則（認知の無効についての調停の申立ての特則）

3 子が民法第七百八十六条第一項(第一号に
係る部分に限る。)に定める期間内に認知の無
効の訴えを提起した後に死亡した場合には、
前項の規定により認知の無効の訴えを提起す
ることができる者は、子の死亡の日から六月
以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。こ
の場合においては、民事訴訟法第百二十四条
第一項後段の規定は、適用しない。

あることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたもののみなです。

2 子が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、子の直系卑属又はその法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、子がした調停の申立ての時に、そ

の訴えの提起があつたものとみなす。
別表第一の五十九の項中「第七百七十五条」を
「第七百七十五条第二項」に改める。

附
目

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中民法第八百一十二条を削り、同法第八百二十一条を同法第八百二十二条とし、同法第八百二十条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(再婚禁止)に違反した婚姻の経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)より前にされた第一条の規定による改正前(同項の民法第七百三十三条第一項の規定による改正前)婚姻についての取消し及び同項の規定に違反して再婚をした女が出産した子に係る父を定めることを目的とする訴えについては、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正

新民法という第七百七十二条の規定は施行日以後に生まれる子について適用し、施行日前に生まれた子についての嫡出の推定については、なお従前の例による。

新民法第七百七十四条第一項（子の否認権に

係る部分に限る。」から第三項まで、第七百七十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第七百七十六条母に係る部分に限る)、第七百七十七条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第七百七十八条の二第一項の規定、第五条の規定による改正後の人事訴訟法第二十七条第二項の規定並びに第七条の規定による改正後の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第十七条の規定は、施行日前に生まれた子についても適用する。この場合において、施行日前に生まれた子に係る嫡出否認の訴えに関する新民法第七百七十七条の適用については、同条中「当該各号に定める時から三年以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)の施行の時から一年を経過する時まで」とする。

新民法第七百七十四条第四項及び第五項
第七百七十五条第一項(第四号に係る部分に限
る)及び第二項(同条第一項第四号に係る部分
に限る)、第七百七十七条(第四号に係る部分
に限る)、第七百七十八条、第七百七十八条の三
二第二項から第四項まで、第七百七十八条の三

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の地方自治法第九十二条の二(同法第二百八十七条の二第七項、第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例による。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第三条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第七項中「構成員」との下に「議会の適正な」とあるのは「合併特例区協議会の適正な」とを加える。

(所得税法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第四条 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六条中地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第十号を同項第十二号とする改

正規定の前に次のように加える。

第九十二条の二中「二百五十二条の二十八第三項第十号」を「二百五十二条の二十八第三項第十二号」に改める。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

(政府の措置等)

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることとの他の自主的な取組を促すものとする。

令和四年十二月十日 参議院会議録第十二号 地方自治法の一部を改正する法律案 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

2 地方公共団体の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度について

は、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、前項の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。

その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。

二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。また、配慮義務規定に定められた自由な意思を抑圧し、適切な判断ができる状況等の具体的な事例の収集、分析を行うこと。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(以下「新法」という)及び消費者契約法改正案(以下「新法」という)の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 新法が、寄附勧誘の不法行為該当性に関してこれまで裁判所で示されてきた解釈を限定すること。これで裁判所で示されてきた解釈を限定すること。

五 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないよう兩罰規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対し周知すること。

六 慢性的勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないよう、法テラス等においてきめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。その上で、活用状況の確認をしつつ必要な措置を講ずること。

七 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行ふことは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。

八 靈感商法等の悪質商法への対策検討会で示された家族による財産保全又は管理の制度について現状や課題を把握し、必要な検討を行うこと。

九 国は、法人等からの不当な勧誘により寄附をした者等の実効的救済を図るために、日本司法支援センターを中心とする関係機関及び関係団体等相互間の連携を緊密に図り、包括的な支援体制の整備・強化及びその周知広報を徹底すること。ともに、償還免除の拡大、給付制の導入、常勤弁護士や契約弁護士の積極的活用等を含め、民事法律扶助制度の充実・強化やこれを実現するための日本司法支援センターの人的・物的体制の拡充に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。

十 親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。成人した宗教二世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることか

ら、同様の支援や、就労の支援等の支援体制を構築すること。

十一 不当な勧誘行為によって、既に多くの被害者やその家族が困窮している現状に鑑み、新法の適用外となる被害者等に対する支援について検討し、必要な措置をできるだけ速やかに講ずること。また、被害者等を支援する団体や困惑から回復を支援する団体に対する支援についても検討し、措置すること。

十二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに国会での答弁内容を含めて条文解説、Q&Aなどを作成し、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市区町村における消費者行政担当者等に十分周知し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。

十三 行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第二百八回国会における附帯決議で求められた、消費者契約法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすめること。

十四 消費者契約法第四十条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報、内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。

十五 独立行政法人国民生活センターは、独立行

政法人国民生活センター法第四十二条第二項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるように体制を整備すること。

十六 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の待遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

右決議する。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年十二月八日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

消費者契約法及び独立行政法人国民生活セ

ンター法の一部を改正する法律案

（消費者契約法の一部改正）

第一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「そのままでは当該消費者契約法第六号に規定する」を「（和解仲介手続の計画的実施）

（和解仲介手続の計画的実施）

第二十三条の二 委員会は、適正かつ迅速な審

理を実現するため、和解仲介手続を計画的に実施しなければならない。

2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続の計画的な実施に協力するものとする。

第三十二条の二 委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、仲裁の手続を計画的に実施しなければならない。

（仲裁の手続の計画的実施）

第二条 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第一条の二第一項に規定する消費者紛争をいう。」を加える。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第二条 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「適格消費者団体をいう」の下に「第十条第六号において同じ」を加える。

第二条 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「とともに」を「こと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに」に改め、「手続を」の下に「適正かつ迅速に」を加える。

第三条中「とともに」を「こと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに」に改め、「手続を」の下に「適正かつ迅速に」を加える。

第十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の消費者契約法（以下この条において「新法」という。）第四条

第六号（消費者契約法第五条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。）の円滑な実施のため必要かつ適格消費者団体が行う差止請求関係業務

（和解仲介手続の計画的実施）

はその承諾の意思表示について適用し、同日前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意

思表示については、なお從前の例による。

2 新法第七条第一項の規定は、この法律の施行

前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権についても、適用する。

ただし、第一条の規定による改正前の消費者契約法第七条第一項に規定する取消権の時効がこの法律の施行の際に既に完成していた場合は、この限りでない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第二十九号中「第七号まで」を「第五号まで、第七号又は第八号」に改める。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第五条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「第十一条第七号」を「第十一条第八号」に改める。

(消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に

関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費者契約法第六条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七条第一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に改める。

附則第九条のうち独立行政法人国民生活センター法第十条第七号の改正規定中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たつては、国会における審議において実効性に課題が示された際、不當な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。

二 円滑な法律運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。また、配慮義務規定に定められた自由な意思を抑圧し、適切な判断ができる状況等の具体例について、継続的に事例の収集、分析を行うこと。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(以下「新法」という)及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 新法が、寄附勧誘の不法行為該当性に関してこれまで裁判所で示されてきた解釈を限定する趣旨のものではないことを確認し、周知徹底すること。

五 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないよう兩罰規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対し周知すること。

六 惠質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際には

その取消権又は債権者代位権行使することができない事態が生じないよう、法テラス等においてきめ細かな相談体制を構築するとともに、

相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。そ

の上で、活用状況の確認をしつつ必要な措置を講ずること。

七 借り主が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権行使することは困難であることとから、未成年者の子の援助を充実すること。

八 非営利商法等の悪質商法への対策検討会で示された家族による財産保全又は管理の制度について現状や課題を把握し、必要な検討を行うこと。

九 国は、法人等からの不当な勧誘により寄附した者等の実効的救済を図るために、日本司法支援センターを中心とする関係機関及び関係団体等相互間の連携を緊密に図り、包括的な支援体制の整備・強化及びその周知広報を徹底するとともに、償還免除の拡大・給付制の導入・常勤弁護士や契約弁護士の積極的活用等を含め、民事法律扶助制度の充実・強化やこれを実現するための日本司法支援センターの人的・物的体制の拡充に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。

十 親族間の問題、心の悩み、宗教一世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。成人した宗教二世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることから、同様の支援や、就労の支援等の支援体制を

法人事による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十二月十日

消費者問題に関する特別委員長 松沢 成文

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法人等からの寄附の勧誘を受け

る個人の権利の保護等を図る観点から、法人等によ

る寄附の不当な勧誘を禁止し、当該不当な

寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置

等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消し

の範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権

を保全するための債権者代位権の行使に関する

特例の創設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

構築すること。
十一 不当な勧誘行為によって、既に多くの被害者やその家族が困窮している現状に鑑み、新法の適用外となる被害者等に対する支援について検討し、必要な措置ができるだけ速やかに講ずること。また、被害者等を支援する団体や困惑からの回復を支援する団体に対する支援についても検討し、措置すること。

十二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに国会での答弁内容を含めて条文解説、Q & Aなどを作成し、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市区町村における消費者行政担当者等に十分周知し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。

十三 行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第二百八回国会における附帯決議で求められた、消費者契約法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。

十四 消費者契約法第四十条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を作成する際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。
十五 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第四十二条第二項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐた

め、事業者の名称を迅速に公表することができるように体制を整備すること。

十六 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の待遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

右決議する。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案
右の内閣提案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年十二月八日

参議院議長　衆議院議長　細田　博之
尾辻　秀久殿

官報(号外)

第五章 雜則(第十二条～第十五条)
第六章 罰則(第十六条～第十八条)

附則 第一章 総則

(目的) 第二条 この法律は、法人等(法人又は法人でない団体若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行なう法人等に対する行政上の措置等を定めるることにより、消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)とあいまつて、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。(定義)

第三条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるもののをいう。
一 個人(事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるもの)を除く。以下同じ。)と法人等との間で締結される次に掲げる契約
イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に關する権利を移転することを内容とする契約当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。口において同じ。)
ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。
一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行つてゐる場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することを告げずに、当該個人が任意に退去することを告げずに、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

第五条 法人等は、寄附の勧誘を行うに當たつての配慮義務
第一節 配慮義務(第三条)
第二節 禁止行為(第四条・第五条)
第三節 違反に対する措置等(第六条・第七条)

(寄附の勧誘を行うに當たつての配慮義務)

第一章 寄附の不當な勧誘の防止

第一条 配慮義務

第二章 寄附の不當な勧誘の防止

第三章 寄附の意思表示の取消し等(第八条)

第四章 法人等の不當な勧誘により寄附をした者等に対する支援(第十一条)

い。
一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族(当該個人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。)の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

第五章 雜則(第十二条～第十五条)

第六章 罰則(第十六条～第十八条)

附則 第一章 総則

(目的) 第二条 この法律は、法人等(法人又は法人でない団体若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行なう法人等に対する行政上の措置等を定めるることにより、消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)とあいまつて、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。(定義)

第三条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるもののをいう。 一 個人(事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるもの)を除く。以下同じ。)と法人等との間で締結される次に掲げる契約 イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に關する権利を移転することを内容とする契約当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。口において同じ。) ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行つてゐる場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することを告げずに、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

第五条 法人等は、寄附の勧誘を行うに當たつての配慮義務 第一節 配慮義務(第三条) 第二節 禁止行為(第四条・第五条) 第三節 違反に対する措置等(第六条・第七条)

(寄附の勧誘を行うに當たつての配慮義務)

第一章 寄附の不當な勧誘の防止

第二章 寄附の不當な勧誘の防止

第三章 寄附の意思表示の取消し等(第八条)

第四章 法人等の不當な勧誘により寄附をした者等に対する支援(第十一条)

所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によつて当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によつて連絡することを妨げること。

五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行つて恋愛感情その他好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他重要な事項について、そのままでは現在生じ若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

(借入人等による資金調達の要求の禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借り入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地現に当該個人が営む事業(その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る)の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産(所得税法

(昭和四十一年法律第三十三号)第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう)であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの(前号に掲げるものを除く。)

第三節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第二章 寄附の意思表示の取消し等

対し、その勧告に係る措置をとるべき」とを命ずることができる。

第八条 個人は、法人等が第三条の規定を遵守して、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示(以下「寄附の意思表示」と総称する。)をしたときは、当該寄附の意思表示(当該寄附が消費者契約(消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。)に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。)を取り消すことができる。

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間(第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間)行わないときは、時効によつて消滅する。

寄附の意思表示をした時から五年(同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年)を経過したときは、同様とする。

(取消権の行使期間)

第十条 法人等に寄附(金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかるわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来しない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

第十一条 債権者代位権の行使に関する特例

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関する必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に關し、必要な報告を求めることができる。

二 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしてゐると認められる場合において、前項の規定は、これをもつて善意でかつ過失がない第三者に對抗することができない。

三 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間ににおける寄附について媒介することの委託(以下この項において單に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。)が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項(第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。)(同法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

四 寄附に係る個人の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)を含む。以下この項において同じ。)、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項(前項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

四 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当

する金額を債務者のために供託させることがで
きる。

前項後段の規定により供託をした法人等は、
遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使し
た債権者及びその債務者に供託の通知をしなけ
ればならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債
権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定
めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の
協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生
ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九
条、第七百七十二条及び第七百八十八条にお
いて準用する場合を含む。)の規定による子の
監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条まで
の規定による扶養の義務

第五章 法人等の不当な勧誘により寄附を
した者等に対する支援

第六章 法人等の不当な勧誘により寄附を
した者等に対する支援

第七章 法人等の代理権の行使による子の
監護に関する義務

第八章 法人等の代理権の行使による子の
監護に関する義務

第九章 法人等の代理権の行使による子の
監護に関する義務

第十章 法人等の代理権の行使による子の
監護に関する義務

第十一章 法人等の代理権の行使による子の
監護に関する義務

第十二章 法人等の代理権の行使による子の
監護に関する義務

(運用上の配慮)

(内閣総理大臣への資料提供等)
第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達
成するため必要があると認めるときは、関係行
政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必
要な協力を求めることができる。

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前
条の規定による権限(同条の規定による権限に
あつては、國務大臣に対するものを除く。)を消
費者庁長官に委任する。
(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法
律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七条第二項の規定による命令に違反
したときは、当該違反行為をした者は、一年以
下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

第十七条 第六条〇第一項の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をし
た者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法
人等の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人等の業務に関して、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、その法人等に
より被害の回復等を図ることができるようすにす
るために、日本司法支援センターと関係機関及び
関係団体等との連携の強化を図り、利用しやす
い相談体制を整備する等必要な支援に関する施
策を講ずるよう努めなければならない。

第十九条 法人等の代表者若しくは管理人又は法
人等の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人等の業務に関して、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、その法人等に
より被害の回復等を図ることができるようすにす
るために、日本司法支援センターと関係機関及び
関係団体等との連携の強化を図り、利用しやす
い相談体制を整備する等必要な支援に関する施
策を講ずるよう努めなければならない。

第二十条 法人等の代表者若しくは管理人又は法
人等の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人等の業務に関して、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、その法人等に
より被害の回復等を図ることができるようすにす
るために、日本司法支援センターと関係機関及び
関係団体等との連携の強化を図り、利用しやす
い相談体制を整備する等必要な支援に関する施
策を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条 法人等の代表者若しくは管理人又は法
人等の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人等の業務に関して、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、その法人等に
より被害の回復等を図ることができるようすにす
るために、日本司法支援センターと関係機関及び
関係団体等との連携の強化を図り、利用しやす
い相談体制を整備する等必要な支援に関する施
策を講ずるよう努めなければならない。

第二十二条 法人等の代表者若しくは管理人又は法
人等の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人等の業務に関して、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、その法人等に
より被害の回復等を図ることができるようすにす
るために、日本司法支援センターと関係機関及び
関係団体等との連携の強化を図り、利用しやす
い相談体制を整備する等必要な支援に関する施
策を講ずるよう努めなければならない。

第二十三条 法人等による寄附の不当な勧誘の防
止等に関する法律(令和四年法律第五十九号)の施
行の日

一 第四条(第三号及び第四号に係る部分に限
る)及び第八条(第四条第三号及び第四号に
係る部分に限る。)の規定 消費者契約法及び
民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を
改正する法律(令和四年法律第五十九号)の施
行の日

二 第五条、第二章第二節及び第六章の規定並
びに附則第四条の規定 公布の日から起算し
て一年を超えない範囲内において政令で定め
る日

(経過措置)

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行
の日以後にされる寄附の意思表示(第四条第三
号及び第四号に掲げる行為により困惑したこと
を理由とするものにあつては、前条第一号に掲
げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表
示)について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の
集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に
関する法律の一部を改正する法律の施行の日の
前日までの間ににおける第十条第一項の規定の適
用については、同項第二号中「から第四号ま
で、第六号又は第八号」とあるのは、「第二
号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年
法律第六十七号)の施行の日(以下この条におい
て「刑法施行日」という。)の前日までの間におけ
る第十六条の規定の適用については、同条中
「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行
日以後における刑法施行日前にした行為に對す
る同条の規定の適用についても、同様とする。

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途と
して、この法律の規定の施行の状況及び経済社
会情勢の変化を勘案し、この法律の規定につい
て六十三名と、戦後最悪の火山災害に見舞われ、

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)
第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成
二十一年法律第四十八号)の一部を次のように
改正する。

第四条第一項中第二十六号を第二十七号と
し、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ
繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加え
る。

二十三 法人等による寄附の不当な勧誘の防
止等に関する法律(令和四年法律第
二号)の規定による法人等からの寄附の勧誘
を受ける者の保護に関すること。

御嶽山の国定公園、国立公園化に関する質
問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

御嶽山の国定公園、国立公園化に関する質
問主意書

参議院議長 尾辻 秀久殿

羽田 次郎

令和四年十一月二十九日

御嶽山(標高三千六十七メートル)は、本年六月
十四日、環境省における国定公園の新規指定候補
地の一つに選定され、中央環境審議会自然公園小
委員会に報告された。

御嶽山は、標高三千メートルを超える雄大な火
山性独立峰で、山腹から山頂にかけて連續的に変
化する希少な自然植生を持つ。古くから山岳信仰
など、我が国を代表する名峰である。一方で、二
〇一四年の噴火によつて死者・行方不明者合わせ
て六十三名と、戦後最悪の火山災害に見舞われ、

いまだ、十分な復興が実現されず、周辺の観光業界は壊滅的な打撃を受けたままである。

御嶽山は、標高三千メートルを超える山岳で、現在、国立・国定公園に指定されていない唯一の山である。現在は、長野県側では御岳県立公園（木曽町、王滝村、約一万八千八百ヘクタール）、岐阜県側では御嶽山自然県立公園（高山市、下呂市、約四千ヘクタール）にそれぞれ指定されているが、国定公園化により、御嶽山のブランド力が強化され、噴火災害からの復興を後押しするとともに、より厳格な保全が可能な「特別保護地区」の設定ができるなど、保護と利用の両面で一層の質の向上が期待される。

一 御嶽山が国定公園になる上で、今後改善しなくてはならない課題は何か、政府の見解如何。

一 御嶽山が国定公園になる上で、今後改善しなくてはならない課題は何か、政府の見解如何。
二 御嶽山が国定公園を目指す上で、さらに改善すべきことは何か、政府の見解如何。

三 現在は、登山者は急な噴火に備えヘルメットを持参で登っている。御嶽山の安全な利用のためには、噴火の際のシェルター（避難所）の設置など、国による施設の整備も必要と思われる。この点についての政府の見解如何。

四 御嶽山の水蒸気噴火の兆候を把握する観測体制は現在どのようにになっているか、明らかにされたい。

右質問する。

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議員羽田次郎君提出御嶽山の国定公園、国立公園化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員羽田次郎君提出御嶽山の国定公園、国立公園化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員羽田次郎君提出御嶽山の国定公園、国立公園化に関する質問に対する答弁書

府及び同僚から、退避壕その他の退避施設の効果的・効率的な整備のための考え方を記した「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」（平成二十七年十二月内閣府（防災担当）作成）を提供しているところである。このため、省自然環境局長通知別添（以下「要領」という。）に記載された国定公園の候補地に係る要件を満たしていると考へているが、お尋ねの「御嶽山が国定公園になる上で、今後改善しなくてはならない課題」については、環境省及び関係県において、国定公園の指定に向け、御嶽山の景観要素や社会状況等の詳細な調査、詳細な区域等の検討、関係行政機関との調整等を実施することとしており、これらを通じて明らかになると考へている。

一 について

一 について

一 生業扶助の対象とならない専修学校及び各種

園、国立公園化に関する質問に対する答弁書

の候補地の選定及び指定要領（平成二十五年五月十七日付け環自國発第一三〇五一七一号環境省自然環境局長通知別添。以下「要領」という。）に記載された国定公園の候補地に係る要件を満たしていると考へているが、お尋ねの「御嶽山が国定公園になる上で、今後改善しなくてはならない課題」については、環境省及び関係県において、国定公園の指定に向け、御嶽山の景観要素や社会状況等の詳細な調査、詳細な区域等の検討、関係行政機関との調整等を実施することとしており、これらを通じて明らかになると考へている。

一 について

年法律第百四十四号)第十条において、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとし、これにより難いときは、個人を単位として定めることができるとされており、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十八年四月一日付け社発第二百四十六号厚生省社会局長通知)第一の五においては、「生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であつて、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合」は、「世帯分離して差しつかえない」と示しているところである。

二について

お尋ねの「世帯全体の要保護性要件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、大学等に就学する者を「世帯分離」して差し支えないととしているのは、大学等への就学が特に本人や世帯の自立助長に効果的であることを踏まえ、一定の場合には、大学等へ就学する者を当該世帯から分離して当該世帯とは別の世帯を構成しているとみなすことにより、引き続き当該世帯との同居を続けながら大学等に就学できるようにする趣旨であることから、お尋ねの場合においては、当該大学等に就学する者を除いた世帯で保護の要否を判断することができることとしている。

三について

お尋ねについては、御指摘の「正看護師資格取得のために看護学校に就学している場合」の具体的な状況が明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十八年四

月一日付け社保第三十四号厚生省社会局保護課長通知第一の問八の回答において、「一旦世帯分離を行った場合であつても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなつた場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる」と示しているところである。

五について

お尋ねについては、生活保護法第二十六条において、保護の実施機関(同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。)は、書面をもつて、保護の停止又は廃止を決定したことを被保護者に通知しなければならないとされている。

岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十一月二十九日

参議院議長 尾辻 秀久 殿 辻元 清美

岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十一月二十九日

参議院議長 尾辻 秀久 殿 辻元 清美

共和国が戦術核兵器使用を視野に入れたミサイル発射実験を繰り返している。このように核兵器使用の危険性が高まる政治情勢の中で、岸田総理がG7サミットにおいて核兵器禁止を訴えることは極めて重要である。しかし、その訴えが日本の被害のみに注目するなら、アジアを始め世界各国に受け入れられることは困難という指摘もある。

それゆえに、日本を「核兵器の被害国」としてのみ位置付けて「戦争被害者としての側面」のみを強調するのではなく、細川内閣から第一次安倍内閣まで歴代総理大臣が表明してきた、日本国がかつて行つたアジア侵略への「深い反省」の上に立てば、原爆で被害を受けたのは日本人だけではなくたった事実、その中でも日本の植民地支配下に置かれていた朝鮮人が多数原爆の犠牲になつた事實を認識し、被爆者援護法に基づいて日本国は全ての原爆被害者に平等に援護を行う責任があることを世界に発信した上で、核兵器が大量無差別殺戮兵器であり、その開発、製造、保持、使用を禁止すべきであることを、G7全体で確認する必要がある。こうした認識に立つて、以下質問する。

一 岸田総理は、本年の広島・長崎の平和祈念式のあいさつにおいて、広島では「一発の原子爆弾が広島の街を一瞬にして破壊し尽くし、十数万とも言われる人々の命を、未来を、そして人生を奪いました」と、長崎では「七十七年前の今日、一発の原子爆弾が長崎の街を一瞬にして破壊し尽くし、七万ともいわれる人々の命を、未来を、そして人生を奪いました」と述べた。

○小泉純一郎厚生大臣 今までの実情調査を積み重ねた一つのまとめた(中略)集大成といいますか、そういうものをできるかどうか、鋭意検討を進めていきたい(平成元年五月二十五日、衆議院社会労働委員会)

○斎藤十朗厚生大臣 死没者調査、また海外やその他に散つております資料の収集等を含めまして、先生の原爆白書というお言葉もございましたが、そういった原爆被害の集大成をしたものを持ちかづつてみたいという方向でひとつ検討をいたしたい(昭和六十二年七月二十九日、衆議院決算委員会)

1 「広島の原爆犠牲者が十数万」、「長崎の原爆犠牲者が七万」という数字の根拠を、明らかにされたい。

2 これらの数字の中には、朝鮮人を始めとする日本人以外の外国人犠牲者も含まれているのか。含まれているとすれば、出身国ごとの数の内訳を明らかにされたい。

3 含まれていないならば、日本人の犠牲者のみについて言及した理由は何か。

4 含まれていないならば、日本人以外の原爆犠牲者の実態について、政府はどのように把握しているか。

5 政府は、原爆被爆した生存者については国勢調査の質問項目に加えて調査をしているが、原爆死没者については調査を行つたことがあるか。行つたことがあれば、その調査結果を示されたい。

6 原爆死没者の調査を行つたことがなれば、今後行う意思があるかどうか、政府の見解を示されたい。

二 広島・長崎の原爆死没者を含む原爆被爆実態をまとめた資料として「白書を作るべきではないか」という国会での質疑に対し、これまで厚生大臣は、検討を進める旨の発言を重ねてきた。

○小泉純一郎厚生大臣 今までの実情調査を積み重ねた一つのまとめた(中略)集大成といいますか、そういうものをできるかどうか、鋭意検討を進めていきたい(平成元年五月二十五日、衆議院社会労働委員会)

○斎藤十朗厚生大臣 死没者調査、また海外やその他に散つております資料の収集等を含めまして、先生の原爆白書というお言葉もございましたが、そういった原爆被害の集大成をしたものを持ちかづつてみたいという方向でひとつ検討をいたしたい(昭和六十二年七月二十九日、衆議院決算委員会)

の集大成」を作成したか。作成していないければ、検討した事実はあるか。また、「集大成」の作成の必要性について、政府の見解を示されたい。

2 前記「集大成」の中には、韓国・朝鮮人を始めとする外国人（以下「外国人」という。）の原爆被害実態も含まれるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 岸田総理は、令和四年四月二十八日の参議院内閣委員会で「被爆の実相に関する正確な認識を持つ」ということ、これは、核軍縮あるいは核兵器のない世界を目指すに当たって、これは取組の原点であると認識をいたします。唯一の戦争被爆国である我が国として、被爆の実相を世代あるいは国境を越えて世界に発信していく、これは重要な責任であると認識をいたします。」と述べている。

1 「被爆の実相」には、外国人の「被爆の実相」も含まれるか、明らかにされたい。

2 オバマ米大統領（当時）が平成二十八年五月二十七日に広島を訪問した際に、「なぜわれわれはこの地、広島に来るのか。（中略）多くの朝鮮半島出身者、そして捕虜となっていた十数人の米国人を含む犠牲者を追悼するためだ（訳・共同通信社）と演説した。朝鮮半島出身犠牲者の数については根拠が不明なまま極めて過少に指摘したという問題はあるものの、オバマ米大統領が朝鮮半島出身者や米国人捕虜の犠牲者に言及したことにより、被爆者は日本人だけではないこと、核兵器は無差別殺傷兵器であることを、世界の人々が広く認識することになったと考えるが、オバマ米大統領のこの言及についての政府見解を明らかにされたい。

3 外務省のウェブサイトによれば、この際、岸田外務大臣（当時）は安倍総理（当時）とともにオバマ米大統領を出迎え、平和記念公園の原爆死没者慰靈碑の前で黙祷を行っている。この黙祷においては、「多くの朝鮮半島出身者」等の外国人犠牲者を含む全ての被爆者に対する追悼を行っているという理解でよいが、政府の認識を示されたい。

4 外務省のウェブサイトによれば、この際、平和記念資料館前で安倍総理（当時）とオバマ米大統領（当時）は、それぞれ芳名録に記帳しており、安倍総理の記帳内容は「原爆によって犠牲となつたすべての方々に哀悼の誠を捧げます。」である。ここに「原爆によって犠牲となつたすべての方々」に多くの朝鮮半島出身者等の外国人は含まれているか、政府の見解を示されたい。

5 岸田総理が「世界に発信」していく上で、外国人の「被爆の実相」を知らせるることは我が国の「重要な責任」と考えるが、政府の見解を示されたい。

2 在外被爆者が提訴した数々の被爆者援護法裁判において原告が勝訴した結果、政府が実施することとなつた被爆者援護法の適用について、以下の点を明らかにされたい。

(1) 被爆者援護法の適用対象となる在外被爆者（被爆者健康手帳所持者）の居住国別の人数の平成十四年三月一日（いわゆる「四〇二号通達」の廃止日）以降の年度別統計

(2) 被爆者援護法第三章第四節「手当等の支給に定めのある各種手当（医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当・介護手当）ごとの、支給対象者の居住国別的人数と支給金額総計の平成十五年三月一日以降の年度別統計

(3) 被爆者援護法第三章第三節「医療」に定めのある「医療費の支給」及び「一般疾病療費の支給」との、支給対象者の居住国別的人数と支給金額総計の平成二十八年一月一日（在外被爆者に対する前記二種の医療費支給の開始日）以降の年度別統計

(4) 平成十九年十一月一日の最高裁判決（原告・元広島三菱重工被爆者四十六人、被告・政府及び三菱重工業。政府に「違法な四〇二号通達による損害賠償金、原告一人当たり百二十万円の支払い」を命ずる。）に従つて、これまでに和解して慰謝料を支払った在外被爆者の居住国別の人數（死亡被爆者につき遺族に支払った場合は死亡被爆者の人數とする。）と支払金額の総額

3 司法は、全ての在外被爆者に被爆者援護法の適用があることを認めていた。しかし、朝鮮民主主義人民共和国の被爆者（以下「在朝被爆者」という。）はいまだに被爆者援護法適用の対象外になつていて、それは、政府が原爆後障害と高齢化に苦しむ在朝被爆者に対し、被爆者援護法適用の手続をすれば適用する」として、実質的に適用の道を開きさせているからである。さらには、在朝被爆者は前記四で述べた支援事業の対象外になつてゐる一方で、政府は平成十三年三月に、外務省と厚労省の職員から成る在北朝鮮被爆者実態調査代表団を派遣して以降、在朝被爆者の放射線による健康被害は重要な人道上の問題であり、早急な人道支援が必要であることを認めてきた。

この政府の在朝被爆者問題に対する基本認識と、在朝被爆者がいまだに被爆者援護法及び支援事業の対象外となつている実態には大きな乖離がある。政府はこの乖離をなくすために、どのような努力をしているのかについて、具体的に説明された。

5 岸田総理は、本年八月六日に広島で、八月九日に長崎で開催された平和式典において、「十七年前のあの日の惨禍を決して繰り返してはならない。これは、唯一の戦争被爆国である我が國の責務であり、被爆地広島出身の総理大臣としての私の誓いです。」と述べ、九月二十日の第七十七回国連総会における一般討論演説にお

いても「唯一の戦争被爆国であるという歴史的使命感を持つて、日本は、「核兵器のない世界」の実現に向けた決意を新たに、現実的な取組を進めています」と述べた。

1 岸田総理が国連総会において述べた「唯一の戦争被爆国であるという歴史的使命感」に味するところについての政府の見解を示されたい。

2 岸田総理が国連総会において述べた「唯一の戦争被爆国であるといいう歴史的使命感」には、政府が国籍や居住国にかかわりなく、全ての原爆被害者の援護に責任を持つことも含まれると理解してよいか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和四年十一月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員込元清美君提出岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外國人の原爆被害状況の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員込元清美君提出岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外國人の原爆被害状況の認識に関する質問に対する答弁書

とされていることを基にしており、両市による

と、「日本人以外の外国人犠牲者は含まれてい

るが、「出身国ごとの数の内訳」は把握していないことである。

お尋ねの「原爆死没者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生省(当時)が昭和六十年度に実施した「原爆被爆者実態調査

(死没者調査)において、被爆者に對し、「記憶にある死没者」の状況を調査した結果、新たに確認された死没者数は、一万千九百二十九人であつた。

二について
お尋ねの「原爆被害の集大成」については、過去の調査を集積した資料としては作成していないが、厚生労働省において被爆者の実態を適切に把握する観点から適時に検討を行った上で、個々の原子爆弾被爆者実態調査の調査内容等について、例えば、外国人への調査を追加するなど必要に応じて見直しや内容の充実を行い、当該調査を継続して十年ごとに実施してきているところであり、実質的に対応しているものと認識している。

三の1及び5について
お尋ねの「多くの朝鮮半島出身者」等の外国人犠牲者の意味するところが必ずしも明らかではないが、オバマ米国大統領(当時)の広島訪問に関する外務省ホームページにおいては、「両首脳は、厳肅な雰囲気の中、湯崎知事、松井市長、岸田大臣、ケネディ大使の先導により、原爆死没者慰靈碑に進み、ユース非核特使を務める広島の高校生から手渡された花輪を、オバマ大統領、安倍総理の順で献花し、黙祷を捧げた。」と記載しているところである。

四の1の(1)について
在外被爆者支援事業の対象者の数について
は、網羅的に把握していないが、当該対象者のうち、広島市及び長崎市に投下された原爆弾により被爆した者であつて日本国内に居住地及び現在地を有しないもの(以下「在外被爆者」という)であつて、被爆者健康手帳の交付を受けているものの数及び健康上の理由等により来日できない者に對して交付される被爆時状況確認証の交付を受けているものの数を単純に合計した数について、平成十六年度以降の各年度における①大韓民国、②アメリカ合衆国、③ブラジル連邦共和国及び④その他の国に居住する者の数並びに⑤①から④までの合計をお示しする

と、それぞれ次のとおりである。なお、平成十三年度から平成十五年度までの間における①から⑤までの数については把握していない。

平成十六年度 ①二千四百五十人 ②八百五十七人 ③百四十四人 ④二百五十人 ⑤三千七百一人
平成十七年度 ①二千七百二十九人 ②九百二十七人 ③百六十一人 ④二百五十八人 ⑤四千七十五人
平成十八年度 ①二千九百五十一人 ②九百八十八人 ③百六十三人 ④二百六十人 ⑤四千三百六十三人
平成十九年度 ①二千九百九十人 ②九百十六人 ③百六十八人 ④二百六十七人 ⑤四千四百二十一人
平成二十年度 ①三千六十五人 ②九百八十二人 ③百六十五人 ④二百七十二人 ⑤四千三百六十三人
平成二十一年度 ①三千九百九十一人 ②九百四十八人 ③百六十八人 ④二百六十一人 ⑤四千五百四百八十四人
平成二十二年度 ①三千九百九十一人 ②九百四十八人 ③百六十八人 ④二百七十三人 ⑤四千五百四十五人

官 報 (号 外)

平成二十二年度	①三千百三十二人	②千一 人
人 ③百六十四人	④二百七十二人	⑤四千五 百六十九人
平成二十三年度	①三千百四十八人	②千一 人
人 ③百六十人	④二百五十九人	⑤四千五百 六十八人
平成二十四年度	①三千百四十三人	②千十 人
人 ③百五十八人	④二百五十九人	⑤四千 五百七十四人
平成二十五年度	①三千百三十七人	②千八 人
人 ③百五十八人	④二百六十人	⑤四千五百 六十三人
平成二十六年度	①三千八十八人	②九百七 人
人 ③百五十二人	④二百六十八人	⑤四千 五百七十七人
平成二十七年度	①二千五百十八人	②七百 人
人 ③百二十四人	④百二十八人	⑤三 千四百七人
平成二十八年度	①二千三百七十八人	②七 人
人 ③百十三人	④百二十五人	⑤三 千一百六十六人
平成二十九年度	①二千三百二十七人	②六 百四十二人
人 ③百一人	④百二十四人	⑤三 千一百四十四人
平成三十年度	①二千二百五人	②六百六十 人
人 ③九十九人	④百十八人	⑤三千八十九人
令和元年度	①二千三百三十八人	②六百六十 人
人 ③九十三人	④百十六人	⑤三千十 人
令和二年度	①二千七十四人	②六百三十八 人
人 ③九十人	④百六人	⑤二千九百八人 令和三年度
①一千九百七十五人	②六百十九人	③八十二人 人 ④百五人
平成二十三年度	①三千六十二人	②九百七 人
四の2の(1)について	お尋ねについては、把握しておらず、お答えすることは困難である。	四の1の(2)並びに2の(2)及び(3)について
被爆者健康手帳の交付を受けている在外被爆者の数について、平成十六年度以降の各年度における①大韓民国、②アメリカ合衆国、③ブルジル連邦国及び④その他の国に居住する者の数並びに⑤①から④までの合計をお示しすると、それぞれ次のとおりである。なお、平成十 三年度から平成十五年度までの間における①から⑤までの数については把握していない。	お尋ねについては、把握しておらず、お答えすることは困難である。	お尋ねについては、把握しておらず、お答えすることは困難である。
平成二十六年度	①三千五十一人	②九百八 千四百五十人
人 ③百五十二人	④二百五十五人	⑤四 千四百四十人
平成二十七年度	①三千五百十一人	②九百八 千四百四十五人
人 ③百四十六人	④百八十四人	⑤四 千四百四十一人
平成二十八年度	①二千四百三十二人	②七 八十四人
人 ③百十八人	④百二十四人	⑤三千 百十五人
平成二十九年度	①二千二百九十二人	②六 百八十九人
人 ③百十七人	④百二十一人	⑤三千 二百九人
平成三十年度	①二千二百四十一人	②六 百六十七人
人 ③九十五人	④百二十人	⑤三千 二百三十三人
平成三十年度	①二千百十九人	②六百四十 人
人 ③九十三人	④百十四人	⑤二千九百六 十六人
令和元年度	①二千五百十二人	②六百三十六 人
人 ③八十七人	④百十二人	⑤二千八百八 七人
令和二年度	①二千五百二十二人	②六百三十六 人
人 ③八十四人	④百二人	⑤二千七百八十五 人
五の1について	御指摘の岸田内閣総理大臣が述べた「唯一の戦争被爆国」との表現については、我が国が戦時下に原子爆弾が投下された唯一の被爆国であることを踏まえたものである。	五の2について
お尋ねの「全ての原爆被害者の援護に責任を	払つた在外被爆者の居住国別の人數」について は、令和四年十月末日時点で、大韓民国に居住する者が三千五百五十人、アメリカ合衆国に居住する者が三百六十九人、ブルジル連邦共和国に居住する者が百二十九人、その他の国に居住する者が四十二人であり、合計で四千九十八人となっている。また、お尋ねの「支払金額の総額」については、個別の「支払金額」について網羅的に集計しておらず、お答えすることは困難であるが、和解が成立した場合には、一人ごとに、基本的に、損害賠償債務として、百十万円及びこれに対する遅延損害金を支払っている。	お尋ねの「これまでに和解して慰謝料を支

四の1の(2)並びに2の(2)及び(3)について
お尋ねについては、把握しておらず、お答え
することは困難である。

被爆者健康手帳の交付を受けている在外被爆者の数について、平成十六年度以降の各年度における①大韓民国、②アメリカ合衆国、③ブルジル連邦共和国及び④その他の国に居住する者の数並びに⑤①から④までの合計をお示しするところ、それぞれ次のとおりである。なお、平成十三年度から平成十五年度までの間における①から⑤までの数については把握していない。

平成十六年度	①二千四百十九人	②八百五十一人
十人	③百四十一人	④二百四十八人
六百五十八人	⑤三千人	
平成十七年度	①一千六百八十七人	②九百零一人

十六人 ③百五十五人 ④二百五十六人 ⑤四千十四人

平成十六年度 ①一千八百九十三人 ②九百六十六人 ③百五十七人 ④二百五十九人 ⑤四千二百七十五人

平成十九年度 ①一千九百二十八人 ②九百
七十二人 ③百六十一人 ④三百六十四人 ⑤
四千三百三十六人

平成二十一年度 ①二千九百九十四人 ②九百五十五人 ③百五十九人 ④三百六十八人 ⑤

四千三百七十六人
平成二十一年度 ①三千十六人 ②九百八十
三人 ③百六十二人 ④二百七十人 ⑤四千四

百三十一人

平成二十三年度 ①三千六十二人 ②九百七
千四百四十八人

十四人	③百五十四人	④二百五十五人	⑤四
千四百四十五人			
平成二十四年度	①三千五十七人	②九百八	
十七人	③百五十二人	④二百五十五人	⑤四
千四百五十一年			
平成二十五年度	①三千二人	②九百八	
十一人	③百五十二人	④二百五十六人	⑤四
千四百四十人			
平成二十六年度	①三千二人	②九百五十二	
人 ③百四十六人	④百八十四人	⑤四千二百	
八十四人			
平成二十七年度	①二千四百三十二人	②七	
百十五人 ③百十八人	④百二十四人	⑤三千	
三百八十九人			
平成二十八年度	①二千二百九十二人	②六	
百八十九人 ③百七人	④百二十一人	⑤三千	
二百九人			
平成二十九年度	①二千二百四十一人	②六	
百六十七人 ③九十五人	④百二十人	⑤三千	
百二十三人			
平成三十年度	①二千二百九人	②六百四十一人	
人 ③九十三人	④百十四人	⑤二千九百六十	
六人			
令和元年度	①二千五十二人	②六百三十六人	
人 ③八十七人	④百十二人	⑤二千八百八十七人	
令和二年度	①千九百八十八人	②五百九十一人	
人 ③八十四人	④百二人	⑤二千七百八十五人	
八人			

払った在外被爆者の居住国別の人数について
は、令和四年十月末日時点で、大韓民国に居住
する者が三千五百五十人、アメリカ合衆国に居
住する者が三百六十九人、ブラジル連邦共和国
に居住する者が百二十九人、その他の国に居住
する者が四十二人であり、合計で四千九十人と
なっている。また、お尋ねの「支払金額の総額」
については、個別の「支払金額」について網羅的
に集計しておらず、お答えすることは困難であ
るが、和解が成立した場合には、一人ごとに、
基本的に、損害賠償債務として、百十万元及び
これに対する屋延賃金を支払つてゐる。

政府としては、原子爆弾の放射能による健康被害を受けたという点で重要な人道上の問題であるとの認識に立ち、北朝鮮に居住している者も含め在外被爆者を、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百七十九号)及び在外被爆者支援事業の対象としている。北朝鮮との間に国交はないため、北朝鮮に居住している者については、最寄りの領事官を経由する等して、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当等の支給、居住地で医療を受けた場合における医療費の支給等の申請を行うこととなるが、当該申請に係る手続については、ハングルを含む多言語により、厚生労働省ホームページ等を通じて周知しており、引き続き、関係省庁間で緊密に連携しながら適切に対応していく。

御指摘の岸田内閣総理大臣が述べた「唯一の戦争被爆国」との表現については、我が国が戦時下に原子爆弾が投下された唯一の被爆国であることを踏まえたものである。

時下に原子弹が投下された唯一の被爆国であることを踏まえたものである。

令和四年十二月十日 参議院会議録第十二号 質問主意書及び答弁書

令和三年度 ○・五パーセント程度
ただし、全要素生産性上昇率の推計値については、用いるデータの改定等により変わり得るものであることから、相当の幅をもつて見る必要がある。

二の1について

お尋ねの「ロシア・中央アジア地域等貿易投資促進事業」については、令和四年度において、一般社団法人ロシアNIS貿易会に対し、二億五千八百六十二万六千円の交付決定を行っているところであり、令和四年十月末日時点で、二億二千五百十四万円の支出を行っている。二の2について

お尋ねの「ロシア関連の事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和四年度一般会計補正予算(第二号)において、ロシアとのいわゆる八項目の「協力プラン」に係る予算は含まれていない。

三について

お尋ねの「所定内賃金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生年金保険又は健康保険の適用事業所に使用される者が、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第十二条第五号口又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項第九号口に掲げる要件(以下「賃金による適用除外要件」という)に該当するか否かについては、一の適用事業所において支払われる報酬のうち、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の四号又は健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の四各号に掲げる賃金に相当するものを除く部分の額について、厚生年金保険法施行規則第九条の五又は健康保

險法施行規則第二十三条の五で定めるところにより、厚生年金保険法第二十二条第一項の規定の例により又は健康保険法第四十二条第一項の規定の例により算定した額(以下「所定内賃金月額」という)が、八万八千円未満であるか否かにより判断されるところ、お尋ねの「1から3までのケース」について、賃金による適用除外要件に該当するか否かについては、それぞれ以下のとおりである。

お尋ねの「1 雇用契約時の所定内賃金が

八・八万円未満であつて、翌月以降の所定内賃金が八・八万円を超えた場合」については、所定内賃金月額が八万八千円以上となるに至った日をもつて、賃金による適用除外要件に該当しないこととなる。

お尋ねの「2 雇用契約時の所定内賃金が

八・八万円未満であつて、かつ時間外手当や賞与などを含めた年収が百六万円を超えた場合」については、所定内賃金月額が八万八千円未満である場合には、賃金による適用除外要件に該当する。

お尋ねの「3 複数事業所で働いている労働者について、それぞれの事業所との雇用契約時

の所定内賃金が八・八万円未満であったものの、両事業所から受け取った所定内賃金の年間合計が百六万円を超えた場合」については、複数の適用事業所において支払われる所定内賃金月額の合計額が八万八千円以上である場合では、賃金による適用除外要件に該当する。

お尋ねの「二年度前から四年度までの三年度平均の実質賃金変動率」について、その算出

に用いている厚生年金被保険者の「雇用形態別・労働時間別・性別の人數」については把握しておりらず、お答えすることは困難である。な

り質問する。

答弁書の「二について」では、政府は一般論としておらず、お答えすることは困難である。なお、令和四年度の年金額の改定率の算出に用いた平成二十九年度末時点の厚生年金被保険者の人數については、男性が約二千七百五十五万八千人、女性が約一千六百四十二万四千人であり、令和二年度末時点の厚生年金被保険者の人數については、男性が約二千七百五十四万七千人、女性が約一千七百五十八万七千人である。

五について

お尋ねの「令和五年度の年金額(新規裁定年金・既裁定年金)に対するプラスに働くか、またはマイナスに働くかなど、具体的な影響」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年度の年金額については、令和四年における厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という)等を基準として改定することとされているところ、同年における物価変動率については現時点で確定していないことから、仮定の質問にお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「3 参議院議長 尾辻 秀久殿 神谷 宗幣

に対する答弁書(内閣參質二〇第二号)以下「答弁書」という)の内容を受け、改めて以下のとおり質問する。

答弁書の「一及び三について」では、政府は一般論として上で、「外国又はその機関が我が国の領域内で公権力の行使と呼ばれるような行為を我が国との同様に行うことは、我が国に対する主権の侵害となると認識している」と答弁しているが、その姿勢は独立国家として当然である。

しかし、答弁書の「一及び三について」では、「我が国情報収集能力等を明らかにするおそれがある」として、政府は答弁を差し控えるとしているが、そもそも、本質問主意書で指摘するところの「中国警察の海外拠点の問題」については、既に週刊新潮十一月十七日号が「BBCが報じた驚愕の事実」中国が世界中に「警察署」無断設置する「秘密拠点」に親中「国會議員」と「中国人女性秘書」と題する記事において詳細を取り上げており、同記事は、警察署関係者の証言として、中国の公安局が日本における「海外一一〇番」の連絡先として指定した電話番号は、「一般社団法人日本福州十邑社團聯合總會(千代田区)」の役員が名を連ねる別の団体の連絡先と同一である。そこで浮かび上がってくるのは、公安局が福州十邑聯合を隠れ蓑に海外警察の活動を行っているであろうことであると報じているほか、我が国の与党議員が日本福州十邑聯合總會の「高級顧問」であることも指摘している。

また、各国の報道によれば、二〇一二年十月二十六日付けBBC報道は、オランダのメディア報道を引用して、「中国の海外警察拠点が外交サービスを提供し、欧州在住の中國反体制派を黙らせることに利用されていた証拠がある」とし、オランダ外務省報道官は、「その非公式な警察拠点の存在する質問主意書」(第二百十回国会質問第二二号)に

月二十七日付けBBC報道は、アイルランドのダブリンに所在する「中国の海外警察拠点」がアイルランド政府から閉鎖を命じられたと報じている。

り、相手国に對して誤ったメッセージを発信し続け、将来、取り返しのつかない事態を招く要因となり得るものであり、政府として迅速かつ具体的な対応、措置が不可欠である。

具体的な状況を判断する」ために、中国政府に事情説明を求め、要すれば警告し、また、関係機関を通じて実態を調査して必要なヒアリングを行い、国民に対してその調査結果を明らかに

講じてまいりたい。
二について
御指摘の報道については承知しているが、お尋ねについてお答えすることは、我が国情報

あるトム・トウゲンハート氏は二〇一二年十一月

うな活動をしていいのか」との質問に対しても、

を明らかにされたい。

ら、差し控えたい。

未申告の警察拠点に関する報告は極めて憂慮すべ
きものであり、真剣に受け止らなければならぬ

る」として答弁を控えるとしたが、二〇一一年一月二四日付ナ中国新華社記事は、統一戰線工作の内

例』を踏まえた上で、再度、統一戦線工作組織が我が国で可を目的ことのよきな活動をしてい

個別の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し空えた。

として、警察当局に対し、国境を超えた抑圧に対して断固たる対処を行うよう要請するとともに、内務省に対して、国境を越えた抑圧への対処を緊急課題として見直すよう要請するとの声明を発表し、英國政府の本問題に対する断固たる姿勢を示している。

容について、中共中央日報「中国共産党統一戦線工作条例」で詳細に明らかにしているところであります。

るのか、それをどのようにして語りし文にするのか、明らかにされたい。

G 20-バリ首脳宣言におけるワクチン接種証明書に関する議論に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

官報 (号外)

んずく関連した与党議員の当該問題への関与が明
らかになることを避けようとする腰が引けた姿勢
を相手国に露呈するものと考える。岸田首相は、
直ちにこうした姿勢を改めて、説明責任を果たす
とともに、国民及び我が国に様々な理由で滞在す
る人々の人身の安全を保障し、国家主権を厳に守
るために必要な措置を探るべきである。

以上、示してきた事実に照らせば、先の答弁書
で示された内容は、国家主権にこそ言及するもの
の、事実認識も具体策も責任を持つて示さないも
ので、国民に対しても極めて不誠実である。また、
外国政府による、かような違法行為を放置するこ
とは、我が国の主権侵害を暗に容認することであ

の領域内で公権力の行使と呼ばれるような行為を我が国の同意を得ずに行なうことは、我が国に対する主権の侵害となるとの認識を明確にしてゐるが、他方で、二〇一二年十一月二十五日付け、松野官房長官記者会見では、中国の海外警察拠点に関する質問に対し、「主権の侵害にあたるか否かについて具体的な状況に即して判断すべきものと考えており、全体論としてお答えを控えさせて頂きたい」、「個別に即して判断する必要がある」との曖昧な回答をしており、国民の国家主権に対する懸念は強まるばかりである。

政府は、我が国における重大な「主権侵害の

參議院議長 尾辻 秀久殿
參議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察拠点
に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察
拠点に関する再質問に対する答弁書

について

中国側に対しては、外交ルートを通じて、仮に我が國の主権を侵害するような活動が行われているのであれば、断じて容認できない旨申入れを行つた。政府としては、引き続き、情報の収集及び分析に努めるとともに、適切な措置を

本年十一月十五日から十六日の二日間、パリ島で開催されたG 20・サミットにおいて議論の総括としてG 20 バリ首脳宣言が発出されたが、そのパラグラフ二十三には、「我々は、技術や技術的知識を自発的かつ相互に合意した条件で共有することを目的とするWHO mRNAワクチン技術移転ハブ及び世界各地域の拠点を支援する。(中略) 我々は、円滑な国際的な往来、相互運用性を促進する、国際保健規則(二〇〇五)の枠組の下での共通の技術標準及び検証法の重要性を認識し、予防接種の証明を含むデジタルソリューション及び非デジタルソリューションを認識する」として、今後のワクチン接種証明書の普及について明記され

令和四年十二月九日

右質問する。

岸田首相はいわ

今和四年一月三日

11

G20 バリ首脳宣言におけるワクチン接種証

參議院議長
尾辻秀次郎

癸和四年十一月三日

ている。

また、これに先立つG20ビジネスサミットでは、インドネシア保健大臣ブディ・グナディ・サディキン氏が「ワクチンや検査を適切に受けていれば、移動は可能だ」、「G20各国は、このWHO規格を用いたデジタル証明書に合意した。我々は、国際保健規則の改正として、これを次のジュネーブでの世界保健総会に提出する」と発言するなど、G20の合意で、ワクチン接種証明書を移動のための国際規格にしようとの動きもみられている。

ワクチン接種証明書は、その運用をめぐり専門家も含めて多くの反対意見が出されている議論の余地のある重要な問題である。政府は、このような重大な問題については、不安を抱いている国民にしつかり説明すべきと考える。

新型コロナウイルス感染症法上の分類は、致死率の高いエボラ出血熱のような極めて危険な疾病と同じ二類相当に位置付けられたままであるが、それに相当する危険性を示すような致死率等、客観的なデータは見当たらない。それにもかかわらず、いまだに新型コロナウイルスワクチンを全ての国民に何度も接種させようとする政府に対し、多くの国民がますます強い不安と疑惑を感じている。深刻な副反応被害についても被害者団体が結成され、多くの専門家が警鐘を鳴らし、大手メディアもその被害実態を報じ始めている。

そうした中で、G20において、ワクチン接種証明書の普及を促すような宣言が採択されたことで、多くの人が今後、如何なるワクチンであっても政府が一旦推奨すれば、社会生活の条件として接種を強制されるのではないかと危惧している。そこで以下、質問する。

一 G20パリ首脳宣言において、ワクチン接種証

明書について、どのような議論がなされたのか。議論の詳細を示されたい。また、ワクチン接種証明書について何がどのように合意されたのか、合意内容の詳細を示されたい。

二 インドネシア保健大臣の発言における「WHO規格を用いたデジタル証明書」とは具体的には何か。今後、海外渡航の際に取得を義務付けられるおそれのあるものなのか。その方針、具体的な内容を示されたい。

三 政府として、今後のワクチン接種証明書の運用について、どのように考えているのか。ワクチン接種証明書が個人の選択の自由を阻害しないために、どのような具体的な措置を探るのか明らかにされたい。

右質問する。

令和四年十二月九日

参議院議長 尾辻 秀久殿
内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議員神谷宗幣君提出G20パリ首脳宣言におけるワクチン接種証明書に関する議論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出G20パリ首脳宣言におけるワクチン接種証明書に関する議論に関する質問に対する答弁書

て何がどのように合意された」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同サミットにおける合意内容については、G20パリ首脳宣言に記載されているとおりである。

二について

御指摘の「インドネシア保健大臣の発言」について政府として承知しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「今後のワクチン接種証明書の運用」及び御指摘の「ワクチン接種証明書が個人の選択の自由を阻害しない」の具体的に意味することが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、ワクチンの接種を受けていないことを理由とした不当な差別的取扱いが行われることがないよう、厚生労働省においてリーフレット等を作成し、同省のウェブサイトに掲載すること等により周知を行っている。

官 報 (号 外)

令和四年十二月十日 參議院會議錄第十二号

第明治二十五年三月三十日可日
種郵便物認可

発行所
二東京一〇番五都港五区一八号行政法人國立印刷局
虎ノ門二四五丁目
電話
03(3587)4294
定価
配本体 本号 送 部 料 一二〇〇円 別